

本日の会議に付した事件

平成24年第1回山元町議会定例会(第4日目)

平成24年3月12日(火) 午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第14号 山元町損失補償契約に係る回収給付金を受け取る権利の放棄に関する条例
- 日程第 3 議案第17号 山元町町民バスの設置及び運営並びに管理等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第18号 山元町町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第19号 山元町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第20号 山元町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第21号 山元町事業誘致促進条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第22号 山元町町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第23号 山元町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第24号 山元町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第29号 和解について
- 日程第12 議案第30号 平成23年度山元町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第13 議案第31号 平成23年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第32号 平成23年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第33号 平成23年度山元町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第34号 平成23年度山元町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第35号 平成23年度山元町下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第43号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第44号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について

午前10時00分 開 議

議 長(阿部 均君) ただいまから、平成24年第1回山元町議会定例会第4日目の会議を開きます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

[議事日程は別添のとおり]

議 長(阿部 均君) 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第117条の規定によって10番岩佐 隆君、11番伊藤隆幸君を指名します。

議 長(阿部 均君) 日程第2. 議案第14号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい。おはようございます。議案第14号、山元町損失補償契約に係る回収給付金を受け取る権利の放棄に関する条例でございます。

皆様のお手元に配布しております資料No.1でご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

宮城県産業振興機構及び(株)東日本大震災事業者再生支援機構法に基づく団体が実施する債権買い取りにより、債権者である宮城県信用保証協会が求償権を放棄する場合、中小企業者等の資金繰りを円滑かつ迅速に行うため、町が持つ求償権の放棄を可能とするため制定するものであります。

制定内容でございますけれども、信用保証協会法により宮城県信用保証協会が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合、中小企業者の事業再生に資すると認められるときは、……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。11番伊藤隆幸君の質疑を許します。

11番（伊藤隆幸君）はい。東日本大震災によって、中小企業等の資金繰り悪化により、中小企業のための町が持つ求償権放棄を可能とする請求なのですけれども、そこでお尋ねします。この条例が可決されれば、山元町内で救われる会社は何社ぐらいと今のところ想定しますか。それについてお伺いします。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい。ただいま山元町にはその旨の救済を求める企業等は来ておりません。ただ、ほとんどの山元の企業が対象になりますので、今のところ、1年たちますけれど、そういう相談事はまだ来ていないというのが現状でございます。

11番（伊藤隆幸君）はい。今の産業振興課長のお話でその辺は理解しました。そして、今後予想される会社というか、お幾らぐらい貸し付けしているのか、わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい。正確な数字等はわかりませんが、120ぐらいの貸し付け等はやっております。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

7番（齋藤慶治君）はい。ちょっと1点だけ確認します。

町が持つ求償権を放棄するということは、今のところないということなのですが、実害としてどういうことが想定されるのか、その点ちょっと言葉を確認したいのですが。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい、議長。実害と申しますか、例えば保証協会との関係で1,000万の融資をしたという場合、本来であればその中で保証協会が求償権を求めた場合は、町のほうにおおむね96万ぐらい戻るんですけれども、それを求償権を使うことによって、満額ではないのですけれども、実質1,000万の融資に対して町のほうでは29万ほど戻るの、その差額分が大体実質損失というか、そういう形になります。

7番（齋藤慶治君）はい。済みません。結局、今の事例で1,000万すると、町で求償権を放棄するということになると差額29万ぐらいの本当は権利を持っているんですけど、それを放棄するような形になるということでしょうか。その点もう一回最後だけ、確認だけ。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい、議長。この信用保証協会のほうで求償権の放棄ということになりますと、町の方もそれも求償権を放棄することによって、新たに事業者が新たな資金の貸し付けができるということです。まず弁済が1,000万とした場合に、宮城県保

証協会のほうで求償権があるのですけれども、その中に宮城県産業振興機構というのが新たにできまして、これがそのうち300万で買い取ると。それで、その中で山元町につきましては96万円の権利があるのですけれども、これにつきましては求償権を放棄することによって2割の中で、正確な数字でいくと28万8,000円ほど、これは求償権を放棄しても、この金額だけは町のほうに戻ると。60万近くが実質の損失というか、そういうふうになります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第14号、山元町損失補償契約に係る回収納付金を受ける受取る権利の放棄に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第14号は原案のとおり承認されました。

議長（阿部 均君）日程第3. 議案第17号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第17号、山元町町民バスの設置及び運営並びに管理等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

配布資料のNo.4と条例案の3ページをご説明申し上げます。

まず提案理由でございますけれども、本町を取り巻く社会経済情勢や少子高齢化等の影響による公共交通に対する新たな需要に加えまして、東日本大震災からの復旧・復興、生活再建等を支えるため、山元町震災復興計画に基づき町民バス「ぐるりん号」の運行路線を見直すとともに、JR常磐線代行バスを補完する直行バスに新たに運行するため改正するものでございます。

まず、改正の内容でございますが、(1) 運行系統の増でございます。これにつきましては、条例の3ページのほうをごらんいただきたいのですけれども、……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

10番（岩佐 隆君）先ほど課長の説明の中で、路線の関係で起点が、便数もふえるということで起点と終点、あるいはこの起点の形が今までと変わっているということも、坂元駅なり、あるいは文化センター、役場と。どういう形でこれを周知するのか。例えば、この時間帯によってこういう文書を各戸に回すという形でやるということだと思っておりますけれども、実際にわかりやすくするための工夫、みんなにわかってもらえるための工夫という

か、それはどう考えていくのか。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。今回につきましては、今までですと朝から晩まで同じルートぐるぐる回るといふようなことでやっておりましたが、6系統で13便だけしか出せない。それで1周するのに90分かかっているという現状です。それですと、アンケート調査、それから乗降の調査をいたしますと、通学等の時間帯に合わないという時間も出てくれば、JRの代行バスのダイヤとも合わないといふようなことがございまして、今回につきましては一番短い便ですと15分から20分で1周してくるといふ便、そして最長でも50分というルートがあります。それにつきましては、今回このような改善の趣旨を踏まえまして、今までですとわかりやすくというポイントの一つとして名称を工夫いたしました。一つは、今までですと、ツバメ何とか線とかといふちょっと抽象的な名称だったのですが、まず番号をつける。第1系統という番号をつける。それから、回ってくるところとか起終点がイメージしやすいように浅生原、体育文化センターとかといふことで名称を入れると。そして、さらにこの何々線の後ろに朝夕便という名称も入れるといふことで、名称を工夫したといふことでございます。なおかつ、経由についても、高瀬ガーデンを経由するといふようなことでイメージしやすいようにと。それから、今後は今まで回っていたルートが朝晩のルートと日中のルートと変わってきますので、今用意しておりますけれども運行路線図あるいはバス停、それから今後、直行便も含めまして駅とか公共施設あるいは主要な停留所等に今までと違うルートになるといふようなことも、解説を加えながら、絵でも、直観的にわかるような工夫を今しております。そのようなことで、4月早々についてはとまどいもあるかと思っておりますけれども、そのようなことで、解説も入れながらご理解いただけるように努力したといふふうに思っております。

10番（岩佐 隆君）はい。それでは、16条関係で、ほとんどが一部を委託することができるということは、今度全部を委託するといふ形になって、先ほどの説明だと台数もふえるといふことの中で委託をするといふ形なのですけれども、実際に今まではタクシー会社といふか、そういう形で委託をしていた部分があったのですけれども、なかなかこのくらいの業務委託になると、例えば地元あるいは地元外、あるいはどういふ皆さんにこの委託をするような形になるのか、その辺についてと、あと委託の考え方ですけれども、大分経費的な部分で、今回財政的な部分がどういふ形で補てんされ、今回の復興の関係のもので全部補てんされるような形になるのか、それとも町で一部持ち出すようになるのかも含めて、委託の考え方についてお願いします。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。まず、1点目の委託先でございましてけれども、この10便すべてを4月から、できれば1つの会社といふふうにも考えてございましたけれども、なかなかすぐ切りかえといふのが難しい情勢でございまして、今のところ従来どおりのタクシー会社さんが1社と、それから、この直行便については、このバスの調達の関係がございまして、民間の業者1社といふことで考えています。これについても、タクシー会社さんの方ともお話をし、10便ふえるといふことになるのと対応がなかなか難しいといふのがまずあります。そんなことで、今回については切り分けて、4月から半年間ぐらいは切り分けていきたいといふことで、民間とタクシー会社との区分で8系統と2系統で委託先を分けていきたいといふふうに考えております。

そして、それぞれの車両の管理等ですけれども、修理、そして給油、そして人の割り

当てとか運行の管理、運転手等の、それから停留所についても、時刻表の張りかえとか月一遍の点検等、そういったことについても予定している会社とお話をさせていただいて、その程度であれば今のところ可能であるという回答をいただいておりますので、この方向性でいきたいというふうに考えています。

ただし、債務負担行為でききにご承認いただきましたバスが、8月から9月にかけて納車されます。それから、24年度でもう1台購入する予定でございますけれども、そういった町で所有する車両が入ってきた場合には、今後はこの委託についても提案型等も含めて改善に当たって、委託先についてはいろいろと検討してまいりたいというふうに考えてございます。

それから2点目の財源関係でございますけれども、一応町民バスの今までと同じ8路線になる部分につきましては、復興交付金事業での対応になりますが、前もお話したように3月末でないとゴーサインが出ないということでございます。それで、そのゴーサインが出るまでの間、一応我々のほうとしては委託先の関係も含めまして半年間ぐらいは期間内と受け取ってもらえないということがございますので、その半年間の財源につきましては、一応23年度で実施している調査事業を含めた地域交通の補助事業で対応可能だということでございますので、この財源は確保しております。その後の財源につきましては、交付金事業での財源手当ということでございます。

それから、直行便につきましても、交付金事業での財源手当ということになりますが、こちらのほうの直行便の半年分については、今のところ一般財源での対応ということに考えていますけれども、基本的に自家用有償運送路線であるということになれば、基本的に特別交付税で約8割は手当てされるというようなことも見込んでございますので、一般財源ではございますけれども、財源の手当てはある程度見込みがあるというふうに我々のほうとしては考えております。

10番（岩佐 隆君）はい。委託の関係ですけれども、実際は、最初から提案型でやれるのであれば提案型でやるということなのですけれど、どうしてもタクシー会社等でも、大分今までの委託も含めて厳しい状況にあるということで、あと実際には被災されたタクシー会社等もあるということですよ。地元の会社として。そういう形で考えると、民間の会社とタクシー会社、どういう形の今回委託の仕方、実際に随契になるのか、あるいは入札になるのか、あるいは今までのとおりやるような形になるのか、それも含めて非常に地元でも大変な部分があるということですが、それを最初から提案型で実際に全部委託するのであれば、その辺の考え方については今課長のほうからお話しあったのですけれども、具体的に例えば進めるときに、今回は急なのでそれができない、それをこれから、例えば来年に向けて、実際に提案型なり、あるいはもう少し全体で業務委託の考え方ができるような方向できちっと対応、2系統と8系統も含めてできるような形にしていくつもりなのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。まず、車両が今のところ自家用有償運送でございますので、町の使用の登録がなっていないとだめだという事情があるので、一応半年間ということでの対応でございますけれども、その購入した車両が納品された後については、運転業務それから車両、そして停留所、それから運行管理というようなものを一本で発注は可能だというふうに思います。そのときの10路線を1本でやるのか、8路線、2路線に分けるのかということについては、今後検討してまいりたいと思いますけれども、

先ほど申し上げましたように、できれば効率性なり、車両の運用や何か、あるいは連絡、ダイヤ等の調整なども含めてやるとなれば、職員のほうもなかなか今13便ぐらいのが50何便にふえますので、1本で提案型にしたいなというふうには考えておりますけれども、今までおつき合いしてきたタクシー会社さんとも経緯もございますので、その辺も今後は検討した上で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

7番（齋藤慶治君）はい。今の質疑の中で大体お話しの内容はわかったのですが、ちょっと心配なことは、委託業務の関係で、現在でも結構バスが朝から夕方まで目いっぱい走っているという状況になっていて、今後利便性を高めるために、もっと朝早いバスにも合わせると、遅い電車にも合わせるという形で町民の利便性向上を大きくするということは、結果的に朝から晩までバスが走っているという中で、安全管理がちょっと私は、今の心配だったのですが、今後ますますこの運行形態がふえる形によって安全管理。これも業務委託の方ですとしても、最終的には全責任は町のほうに来るという形になると思いますので、業務委託の関係と町のほうの安全管理の関係は、まだ具体的に決まってないとなれば、基本的にどこら辺まで関与していくのかなと、そういう基本的な考え方をお聞きしたいと思います。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。基本的には、町が直営するバスでございまして、運行管理については町で1人は置くようになりますが、ただ実際の運行については、町では運転手もだれもおりませんので、委託という形に必ずなります。その場合について今発注でございましてけれども、安全運行管理、それから運行管理、それから整備の方の管理する責任者は資格を持った方を必ず置いて、しかるべき法的な業務をこなしていただくということも含めて、設計の中に織り込んで業務委託をしていくという考え方をとってございます。

あと事故が起きた場合についても、基本的には業務委託でございまして、民法上の請負契約に該当いたしますので、民法上の規定からすると第一義的には請け負った業者が責任を負うと。その分の保険も当然費用は見ております。さらに、特段、町の方がこれを発注内容から踏み越えてこうしてくれとか、こうしてくれという指図をした場合には、当然民法上の発注者の責任というのが発生しますけれども、それについても特段のことがない限り、きちんと安全運転管理のほうと打ち合わせをさせていただいてやるという前提ですが、万一起きたときにも、そういった体制は町の方でも、補償できる体制は合わせてとっていきたいというふうに考えてございます。

7番（齋藤慶治君）はい。そういうことはないようにいろいろ工夫すると思いますが、委託業務にしても、通常のまた委託業務と違って、人間を運ぶ、人を運ぶという形になりますので、そういう点では役場としても、組織としてもうまく安全管理が管理できる、任せきりにならないと、そういう把握できるような日々の体制というのはぜひ必要だと思いますので、そこら辺も含めて、しっかりとした安全管理に関する制度設計を組織してほしいと思います。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。当然、道路運送法での許可をいただくわけですので、しかるべき体制はとってまいるということでご理解いただきたいと思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

6番（遠藤龍之君）先ほどの説明の中で、最終的に7台というふうなお話ありましたが、今現在

何台で対応して、そして最終的に7台に至る経過、先ほど説明の中でも10月云々というお話もありましたが、4月時点でどういう体制、そして何月時点でどういう体制、最終的に7台ということになるかと思うのですが、その辺についてお伺いいたします。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。今現在の体制は、車両が2台に予備車1台の3台でございいます。これを半年間でございいますけれども、直行便が1台に町内を回るのが3台、それで4台になりまして、それぞれに予備車が1台1台ということで5台になります。さらに半年後になりますけれども、4台体制になりますので、4台プラス1台の直行バス、それに予備車1台1台で7台ということになります。

6番（遠藤龍之君）はい。その半年半年と区切られるわけですが、この別表3に示された路線なのですが、これは4月から、3台4台にかかわらずこういう中身で走るということで受け止めていいのでしょうか。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。バスの車両の納入の関係で、今のところ4月から9月末までは、この8系統を予定しているものが6系統でございいます。そして、10月から8系統と2系統をふやすという考え方でございいます。

6番（遠藤龍之君）はい。そうするとこれは、7、8というのが9月からというふうに考えるのですか。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。このすべてではないのですが、この一部の路線で、8系統のうち2系統が、8系統であれば4系統4系統になっているもののうち1系統1系統がくっついた形になります。ですので、どこの路線ということは言えないのですが、全体としては8系統回るのですが、その8系統のうちの一部がくっついて6系統で回るということでご理解いただきたいと思います。

6番（遠藤龍之君）はい。なかなか理解できないのですが、要は最終的には、今山元町の南、北は関係ないと思うのですが、とりわけ北の方の声があるので確認するのですが、亘理まで行くのに非常に苦勞していると、今でも。どういう苦勞かという、浜吉田まで行かなくちゃいけない、この役場まで来ないと亘理まで行けないという、そういう現状があって、できれば直行便でも、前にもお話ししたかと思いますが、拠点拠点に寄ってこないかというようなことでしたが、直行便についてはだめだというお話でした。であれば、山下駅、役場、浜吉田駅にタッチするといいますか、そこにつながることを考えているかと思うのですが、それらの系統の中にそういった保証はされているのかどうか確認したいということと、保証しているとすれば、どの路線でどういうふうな形で保証しているのか伺います。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。今までですと、JR代行バスへの乗り継ぎがほとんどできてないという状況であったものを、最低でも2便から4便、多いものでは7便ぐらいを上り下りですが、3台の時点で接続、乗り継ぎさせるという考え方でおります。JRとのダイヤの改正等もありますけれども、動かないという前提であれば、さらに10月になると乗り継ぎの便数をもっとふえるということで、乗り継いでほかに行けるということの選択肢をふやすという対応をしております。

6番（遠藤龍之君）はい。そのように利用者の方々に伝えてよろしいんですね。ちゃんと保証するというところで。

あとちょっと細かいところなんだけれども、後ろの規則の路線のもので、上から第3系統の流れなんですけれども、これは停留所名なんですよね。第3系統の一番下の山下

小学校から横山、大平、牧田へ行って、そして山元町役場というふうになるのですか。第3系統の朝夕、浜吉田駅経由というところの一番下のところ。これは停留所なんでしょう。それで、下から2番目で浅生原、太陽ニュータウン、山下小学校前、横山、大平、牧田、そして山元町役場に行くとなるのですか。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。まず、細かい話になってしまうのですが、第3系統については、役場を起点にいたしまして、大きくお話しするとナガワの仮設住宅、そして浜吉田の駅の西、それから第一小学校前、そして花釜、そして役場のJR山下駅に接続できるようにして太陽ニュータウンを回って、山下小学校を経由してまた役場に戻るといようなことで、通学・通勤の足を確保するという路線でございます。

ここは、停留所名を書いているので、この順番に回るということではございませんので。一応そういうルートで回ります。

6番（遠藤龍之君）はい。そうしたら、上のほうもそうなのか。全部大体その流れのようになっているから。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。現在、ここに書かれているのは案でございますので、間違いなくそういうルートで支障なく回りますので、それはご心配いただくなくて結構だと思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

8番（佐藤智之君）はい。仮設住宅、大体網羅されていると思いますけれども、例えば旧坂元跡地は、町の大橋、これが一番近い停留所なのか。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。坂元町ですね。

8番（佐藤智之君）それと、仮設の箱根ですと、どの停留所になるのか。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。浅生原箱根というものを置きますので。よろしくお願ひします。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

11番（伊藤隆幸君）はい。運行路線の系統についてお尋ねします。第9系統路線、JR亙理駅直行使、そして10路線の坂元駅直行使について質問いたします。

この坂元駅、そして宮城病院前、そして山下駅、そして、例えば山下駅から来た分は停まらないんですよ。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。第9と第10につきましては、基本的にJRの駅以外は停まりません。なぜかと申しますと、これは町民バスというふうに名を打っておりますけれども、提案理由であるように、JR代行バスの補完でございますので、電車というふうに基本的には考えていただきたいということです。それはなぜかと申し上げますと、JR亙理駅に接続するための速達性というか、定時性を確保しなければならないんです。そうしますと、とにかく乗り継ぎがJRとできなくなるということになると非常にまずいということと、当面1台で往復する中での対応ということで、地域公共交通の会議の中でも出ましたけれども、これについては専門部の委員の方々のご意見もそうなんですけれども、ここに停めてほしい、ここにも停まってほしいという話は幾つもあるのですが、それを聞いてしまうと、どこにもかここにも停まってしまわなきゃいけない。そして、それによってダイヤが乱れてしまう。そして、今後も今、山元町の場合については高速道路が今無料でバイパスのような役割を果たしておりますけれども、3月で無料が終わりになるということも含めると、定時性を確保するというのがなかなか難しいのではない

だろうかということで、この宮城病院もすべてとまるわけではございません。ある1便、2便、3便というふうな便数でとまりますので、基本的には駅だけということでご理解をいただきたいということでございます。

11番（伊藤隆幸君）はい。今、課長の説明で、よく理解したつもりなんですけれども、さらにまた、以北に1か所、ぜひぜひ要求して私の質問を終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから議案第17号について討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案17号、山元町町民バスの設置及び運営並びに管理等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第17号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）ここで、暫時休憩といたします。再開は11時といたします。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

議長（阿部 均君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第4．議案第18号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。皆様のほうに事前に配布させていただいております資料No.5で概要等を説明させていただきます。

議案第18号、山元町町税条例の一部を改正する条例でございますが、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税に関する暫定措置法の一部を改正する法律、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律、地方税法の一部を改正する法律の3法律がそれぞれ公布されたことにより、それに関連する山元町の町税条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、1番としまして、町たばこ税の税率の改正であります。これは、たばこ1,000本につき旧品以外を4,618円を5,262円に644円の増額と。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

13番（後藤正幸君）はい。No.5の資料の（3）についてお伺いします。

東日本大震災に係る雑損控除の特例措置なんですが、これは1年から3年以内に支出する費用が雑損控除になるということなんですが、その修理した年のみなのか、次年度あたりでも領収書だけあればいのように控除できるのかどうか、その辺もう少し明確にご説明お願いします。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。雑損控除は、もともと当該年度1年間、災害が起きた日から翌年の1年目までが雑損控除の対象額となります。これは基本的には変わっておりませんし、ただし、今回災害関連、先ほど申しましたように住宅修理等が、なかなか大工さんとか瓦職人さんとかがなかなか来れないと。今現在でもできないという特別な事情等を勘案しまして、その年、要するに22年度に災害がなかったこととみなして、23年度、24年度でやれば、24年度で支出した分を雑損控除いたします。25年度で支出した分は25年度で雑損控除として控除いたしますという、本来は1年目だけだったのですが、それを特例として3年に延ばすと。当該年度ごとでございます。

13番（後藤正幸君）はい。おおむねわかったような気もするのですが、もう一度再確認の意味で質問申し上げます。

例えば23年度、要するにこの大震災で家を壊された。そして、23年度に修理してしまえば、今提案されているんだから24年度には、これは控除できないというように解釈していいんですか。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。お見込みのとおり、当該年度ごとと、雑損控除は当該年度ごとになりますので、1年ごとにやると。たまたまそれが、本来であれば、23年度であれば23年度分だけだったのですが、それを支出ができないと。支出というか24年度でしか修理できないと。それでは24年度でそれを雑損控除します。25年度で修理すれば、25年度の雑損控除となります。単年度ごとということで解釈してもらえば結構だと思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑ありませんか。

10番（岩佐 隆君）今回の改正の25条関係ですけれども、個人町民税の均等割額の500円の加算。これについて、実際にどのくらいの額になるのかと、あとこれについての（4）ということで細かく書いてある地方公共団体が実施する防災のための施策に充当すると、そういう形でありますけれども、これはどういったものを指しているのか。一問一答ですけれども、ちょっと二つだけまず。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。500円の増額の関係でございますが、平成22年度ベースでご説明させていただければ、平成22年度の均等割納税者が約6,700人ほどおりましたので、1年間で約340万近くの増額となります。これが10年間という形になります。

あと、防災に関するという必要な財源確保というのは、全体的に総枠としていろいろな所要の財源が不足しているということから、財源の底上げという考えからの改正でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。それでは、22年ベースで今お話しあったのですけれども、実際に今回、対象者、町民税の対象者ということとはもっと少なくなると思うのですけれども、金額は、多分これの条例改正してから考えると、もっと下がると思うのですが、実際にはどのくらいなのか。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。議員さんおっしゃるとおり、このぐらい人口が減ってきておりますので、かなりきつい状態になるかなと。ただ、今これが施行されるのが26年度からということになりますので、去年、ことしと雑損控除等で、雑損だけではなくて所得がかなり低いという方々がおりましたので、それらについては26年度以降の適用になりますので、ある程度、額としては対象者はそのままおさまるのかなと、均等割ですので、やはり皆、本当にかからない方々、本当に低所得者の方々だけは均等割もかからない方いらっしゃるけれども、大体の方々が対象となるということなものですから、人工的には先ほど言いましたように、納税者は減るという見通しは実際あります。

10番（岩佐 隆君）はい。実際には減ることはわかるんですよね。ただ、復興計画の中で、人口の推計、それをもとにして、多分26年度にどのくらいいて、町民税の対象者がどのくらいいるのかという、そういった試算の中で具体的にどのくらいになるのかということをお聞きしているのです、その辺の試算ができていますのかどうか。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。それと26年度で推計いたしましたのが、約5,400人。27年度でも5,250人ぐらいという形で推計をいたしまして、若干やはり減ってくるということで、それで額を算出をいたしております。

10番（岩佐 隆君）はい。それでは、さっき2点目の件でお話しした、公共団体が実施する防災のための施策、これは税務納税課長ではなかなかわからないと思うのですけれども、わかる人で結構ですから、こういった形の事業を指しているのか。国自体で、町自体でそういう形でお金が入るといって、そのお金を全体的に使っていくという形になると思うのですけれども、その辺の吸い上げと、あと実際にどういう形でそういう施策が、具体的にどういう施策があって、あとどういう形でお金その施策に対してお金が使われていくのか、その辺について、わかる方で結構ですから、お尋ねしたいと思います。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。あくまでもこれは一般財源でございますので、どれに充当ということではなく、災害に関連して防災のための施策のための財源だと、あくまでもそういう考え方での底上げ財源ということでご理解いただきたいと思います。

10番（岩佐 隆君）はい。それはわかるんですよ。書いてあるから。だから、防災のための結局施策ということは、全体の防災の施策ということでご考えていいのかということなのです。細かく言うと。それで、具体にお金の出方ですけれども、一般財源で使うということ、具体的にどういうふうな使い方をしていくのかということも含めて、例えばでいいですから、例を出して説明をしていただければと、お金が入って、どういう形で、どういう施策に使われるんだと。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。岩佐議員お尋ねの部分につきましては、法律の名称の一部ということでもございますので、トータル的には税務納税課長がお話ししたとおり、一般財源というようなことでもございますので、当然その一般財源の中でのトータルとしての復興、これらの財源の一部に充当されるというようなことでのご理解をいただければというふうに存じます。

10番（岩佐 隆君）はい。税務納税課長からも説明を受けた中で、一般財源にとにかく充当されると。ただ、名目上でこれは防災の関係にその部分、その部分ということはないけど、一般財源に入ればもうトータルですから、どこに使ってもいいというお金になってくると思うのですけれども、ただ、財源の、具体的に加算する上でのお話とか、それだけなのかな。あくまでも一般財源に充当するから、その中で使えばいいと。そういう部分で

再度確認したいと思いますけれども、それでいいのかな。別にそうすると、防災のための施策に公共団体がそれに使うという部分がなくても、ただ、――ために、税収加算のための一つの考え方のお話だということだけなのかな。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。これにつきましては、震災によって、全国の市町村等も全部財源不足になっているということで、防災のための施策に必要な財源確保に係るといっては、これは法律の名称でございます。あくまでもこれは法律名でございますので。法律では、そういう全体をカバーしたことによるこの法律ですよという法律名で均等割の額の改正だという考えであります。

10番（岩佐 隆君）はい。法律の名称について、法律といっても書いてあるから見てわかるんですよ。ただ、中身として一般財源に充当すると。ただ説明として、町民税を上げるわけですから、やっぱり具体の中身がきちっと示されていないと、町民も納得しかねると思うんですよ。そういった部分でお話ししているのです。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。大変失礼いたしました。これらの一般財源として上がった部分につきましては、防災行政無線の整備等、それら所要財源の一部に充当するというようなことでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。そういうことでなければ、法律でこういう形を出してやっているのです、町民の人たちからの理解というのはなかなか、幾ら国の法律の改正の中にあっても、町で税金をいただくわけですから、それをきちっとお話ししてもらわないと、なかなか我々も理解できないということなので、その辺について十分な説明をよろしくお願ひしたいと思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑ありませんか。

2番（岩佐哲也君）はい。ただいまの（4）です。町民税均等割、この件でお尋ねしますが、この防災のための施策に使うということなのですが、その財源確保ということですが、もともとこれが東日本大震災の復興に関してという、それに関する防災と。そういう意味からすると、本来であれば国全体で補償してもらおうとか補完してもらおう。いわゆる復興交付金で賄うべき問題ではないかなと。それを一部被災された町民だけに負担をかけるという根本的な考え方が、ちょっとどうなのかなと。足りないから500円上げるというよりは、日本国民全体で、国で賄う。当然、東日本大震災に基づいてしたわけですから、交付金のほうでやると。法律は交付金はあっても500円上げないで同じにして、交付金のほうで確保するという方法がないのかどうか、そんな感じをちょっと、不公平感というか、全体で補完するという部分の発想ができないのかどうかということをお尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。岩佐議員からの考え方も一つあろうかというふうに思いますけれども、ご案内のとおり今回の復興絡みの各種支援制度です。相当程度手厚い形になっておりますので、そういう中でのめり張りといいますか、被災地と被災されていない方を区分けをしない形ではあるんですけども、結果的には、全体としては一定の相当のご支援があるというふうなことをご理解をいただければと。これは税の法制的な面もあって、こういうふうな形での地元でも若干の負担もしながらというふうな考え方だというふうに思いますので、ご理解をいただければというふうに思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第18号、山元町町税条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第18号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第5. 議案第19号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課参事（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは、議案第19号、山元町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

初めに提案理由でございますが、裏面をご覧ください。朗読いたします。

第5期山元町介護保険事業計画の策定並びに介護保険法施行令の改正に伴い、介護保険法第129条に基づき、山元町における平成24年度から26年度までの満65歳以上の介護保険第1号被保険者の保険料を改めるため所要の改正をするものでございます。

次に、具体的内容につきましてですが、お手元に配布しております資料No.6、条例議案の概要及び支給対象表をもとにご説明させていただきます。

初めに改正内容でございます。（1）の保険料率の改定、第2条及び附則関係でございますが、申しわけございませんが、訂正をお願いいたします。表中右側の新条例の保険料の中で、第3の第2段階の保険料額3万3,150円を、正しくは3万8,250円でありましたので、大変申しわけございませんが訂正をお願いいたします。3万3,150円を3万8,250円に訂正をお願いいたします。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

6番（遠藤龍之君）はい。この件につきましては。保険事業計画に連動した内容、今回提案されているのは保険料の引き上げということが主な内容になっているかと思いますが、前回は確認しているのですが、ちょっとその不足分について確認したいと思います。

前回の話の中でもしているわけですが、非常に厳しい状況、情勢の中での引き上げだというふうなことでとらえているわけですが、改めてお伺いいたします。

山元町の高齢者の皆さんの暮らしの実態です。こういった状況下に置かれているかということですが、その辺町長、どのように受け止めておられるか。とりわけ被災者の皆さんの実態、被災後ということも含めてどういう状況にあると受け止めているか、お伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。大変な被害を受ける中で、環境が変わり、また暮らしも変わるというふうな中で大変な思いをされておられるのかなというふうな受け止めております。

6 番（遠藤龍之君）はい。そうなんです。大変厳しい状況に追いやられているというのが現状かと私も思います。

そうした中で、今回介護保険料の引き上げということと、あわせて前回は話しておりますが、後期高齢者の保険料の引き上げ、もうこれは決まっております。そして、さらに今また話にありました税金の引き上げ、これがそういった方々が対象になるかというのがあるわけでありまして、そうした税金の引き上げ。逆に年金の引き下げという実態があるわけですが、これらに伴う高齢者の皆さんの負担増について、どのように思われているかお伺いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。大変な状況の中での生活というふうなことではございますが、それぞれの保険制度の運営の、それぞれが一定の負担をしながらこの保険を運営しておかなくちゃいけないという部分。それと、被災された方は大変でございますけれども、そこには生活再建に向けた国のほうの一定の支援もあるというふうなことで、これは全体の中で負担、あるいは支援というふうな中でご理解いただくしかないのかなというふうに思っております。

6 番（遠藤龍之君）はい。生活再建の中で補償しているということではありますが、なかなかその実態が見えていないのかなというふうに思われます。具体的な負担増をどう思われるのかということでの質問なのですが、その辺どのように理解されているのかお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。基本的にはこの保険のみならず、負担は極力少なくといいますか、抑える形でサービスは低下しないようにというのが基本であろうというふうに思っております。

6 番（遠藤龍之君）はい。質問はそういう質問ではないんですけども、具体的な負担増をどのように認識されているかということでの質問なんですけど。

町 長（齋藤俊夫君）はい。大変な状況でございますけれども、この制度の維持運営というふうなことを考えますと、みんなで少しずつ負担を分かち合うというふうなことで運営していかざるを得ないのかなというふうに思っております。

6 番（遠藤龍之君）はい。その負担をどうみんなで分かち合うのかというふうな質問ではなくて、具体的に介護保険料ではどのくらいの負担増になっているのか、あるいは後期高齢医療も引き上げられているわけですが、その辺の実態についてつかんでいるかどうかということの質問です。町長自身がです。それが具体的につかめていないということであれば、それはそれで結構です。

町 長（齋藤俊夫君）はい。一つ一つのものについて、きちんと100パーセント把握しているかというふうなことであれば、そこまではいっておりませんが、それぞれの動向といたしますか、状況については、一定の理解をしながら対応しているつもりでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい。一定の理解ではだめなんです。やっぱりこの厳しい実態というものをどこかでつかんで、そして今回の検討に当たられているか。制度上、これはどうしても引き上げなくてはならない、そういったものは逆にこっちも理解できる場所はあるのですが、その辺の理解度がどの程度のものかということで、多分にその対応検討も違ってくるのかなということを思って今確認したわけですが、どうもそういう状況には至っていないと、今の答弁の中では受け止めざるを得ない。

正直言いまして、平均で年間1万、それはこれを見ればわかるわけですが、介護保険料につきましてはですね。基準額が1の場合で引き上げるのは1万数百円ですか。85

0円掛ける12ということで出てくる数字なのですが、平均でこのくらいである。それをどう受け止めるのかということなんですね。後期高齢者では年間3,000円弱、2,400、2,500円ですか年間2,000円くらいだから大したことないべというふうに思うのか、いややっぱり年金生活者、年間5、60万しか収入がない中でのその数字というのはいかなるものかと。これは受け止める側の立場の違いといいますか、考え方の違いということでいろいろ言葉が違って来るかとは思いますが、私はそれでも非常に厳しい状況の中にあるというふうに受け止めております。しかも、あの震災後、これは普通の事態とは違う。先ほどの生活再建、ある程度の補償といいますか、支援はしていると言いますが、その辺のつかみ方も、まだまだ。今の仮設の人あるいは普通の生活をしている方々でも、この間のこの議会の中での質疑の中でもありましたが、仮設の場合、エアコン付けてもらっても、あっても使わないと。なぜかという現金を使いたくないという、あるいは使えないとか。そういう今生活の実態、この1年後であってもです。そういう意味では相当いろんな面で国の施策、相当な支援策を講じて、何とかもとの生活に戻れるようというような一方での支援策はありますが、しかし実態は、まだまだそういう実態が残っている。そういう中での今回の引き上げということになっているのです。

何を言いたいかといいますと、非常に厳しい状況の中にあるのです。ほかのところと違って。この保険料の値上げについては全国一律。国のほうの改定に伴ってやられているものですから、これは当然これを経なければならぬ道なのですが、しかし山元町あるいは被災地というのは、普通ではないですよということをどの程度受け止められるかということにあるかと思うのですが、こういう異常な事態といいますか、特別な事態といいますか、普通ではないという事態には普通ではない対応が考えられるし、しなければならないのではないかとこのように思うわけですが、そうした場合でも、やはり震災前の対応と変わりはないのかどうか、改めて伺います。引き上げについてです。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的にはご案内のとおり、この保険料につきましては、福祉計画なり介護事業計画について、町民の代表の皆様からのご意見を踏まえて、できるだけ所得の段階に応じて、応能主義的な考えで、大変な状況ではありますが、一定のご負担を前提として設計をさせていただいておりますので、この形でぜひよろしくお願いを申し上げたいなというふうに思うところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。なかなかその立場からは戻れないといいますか、という状況にあるのかなと思います。

前回は確認したのですが、しかしながら、この事業計画にも示されておりますが、あるいはこの間の調査、例えて言えば読売の調査のようですが、震災後、介護認定者がふえていると。とりわけ施設系。これは被災地の共通した傾向だと。それが2割から3割ふえていると。そういう現実に対して、この山元町の計画にも盛り込まれていると。何回も言っているのですが、施設系のほうでは相当な見込み増と。そして、その見込み増の数値をもって保険料が最終的に決められているということになるわけですが、仕組み上は。そうすると、ほかの自治体には見られない特別な要件がこの山元町の事業計画には盛り込まれている。

ではその震災後、この震災というのはどういうものなのかというと、これは決してその被保険者、高齢者の責任でふえたということではないのです。医療費でよく言うので

すが、医療費が高くなるから当然保険料も高くなるんだというのとはまた違った性格のものなんですね。この人たちに、その被保険者に全く責任がない。そのことについては。しかしながら21パーセント分は確保しなくちゃないと。被保険者の中で。ここに矛盾というか、この計画の中身に矛盾があるのかなと。やっぱりそれは社会的要因なんですから、そして国が立派に認めているんです。認めているというか、言われているんですから、そこの部分は、先ほど生活再建というお話しましたが、それこそその部分を社会全体で面倒を見なくちゃいけない、支援しなければならないような内容だと私は見るわけですが、当然それは堂々と一般会計からの繰り入れ、一般財源からの繰り入れ、あるいはその分については特別に国にそうした財源を求めると。そして、それに対応するということが可能なのかなと。あるいは、私はしなければならないのかなというふうに考えるわけですが、もしこれらに対して思いがあるならばお伺いするわけですが、従来どおりのお答えであれば、それは前回も同じような話はさせていただきましたから、もしそこから変わっていなければ結構ですし、また、思いがあれば、考えがあればお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。今回の大きな被害を社会的な要因ととらえて、社会全体でできるだけ負担をカバーし合うと。これは基本的な考え方として、私も遠藤議員と同じような考えを持つわけですが、そういう中で災害復旧に膨大な費用がかかると、これについても国民的な負担をちょうだいしながらというふうな中でございますので、どこまで社会全体で、いわゆる隅々まで一定の支援、負担をし合うというふうな国全体としての問題もあるわけですが、現段階では、私としては、基本的には遠藤議員ご指摘のとおりではございますけれども、この形で当面の運営をしてみたいと。

今後、極力、災害公営住宅等なり、いわゆる居住環境が少しずつ整備される中で、手狭な仮設から少しでも早く抜け出してもらう。施設介護ではなくて在宅介護にできるだけ移行していただけるような努力をする中で、町としても対応していかなければならないというふうに思いますし、社会的要因に対する全体での負担というふうなことにつきましては、これも過般申し上げましたように、いろいろな分野で問題提起しながら、一つ一つ実現している部分もあるわけですが、今後さまざまな分野でぜひこういう大きな被災を踏まえた社会全体での負担のあり方について、国、県等に問題提起を引き続きしていく必要があるかなというふうには考えております。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

7番（齋藤慶治君）はい。ちょっと2、3点確認します。

今回の料金改定、正直言ってだれも喜ぶ人はいないというのはわかります。ただ、制度設計、4月以降の3年間の維持ということで出された料金改定ということと理解しますが、そのほかで各所得階層、今回いろいろ工夫した形があります。そこで基準が、この改正内容を見ると第4の2という段階が一応1.0と、それが基準の料金の出し方をしているのですが、その下の1から4の1までの段階での町民の階層ですね。階層という言葉が失礼なのですが、所得割合、どのくらいの人が基準より下の減額された料金体系で設計されているのか。そして、基準1.0というのがどのくらいになっているのか。また、基準より上、5、6の段階の人が何パーセントぐらいの割合になっているのかということ、そこを第1点確認しておきます。

それと、ここで今回の改正案の中で、低所得への配慮ということで、第3段階の中で

1という項目を設けて、わざわざ料金を下げています。0.65という。そこら辺の低所得者への配慮は十分わかるのですが、そこら辺の階層が多分多いのかなという認識はするのですが、そこら辺、この配慮の仕方、なぜここにこういう形の配慮をすると町民の方が納めやすいとかという形になっているのか。そういう制度設計の考え方をお聞きしたいのです。この2点について、まずお聞きします。

保健福祉課参事（佐藤兵吉君）はい、議長。初めに、今回の段階ごとの人数関係でございますが、被保険者数4,400名のうち第4段階に該当するのが約2,000名、半数の方が第4段階というふうなことになります。第3段階以下につきましては約1,200名。基準より以下の方です。これについては約1,200名となります。それで第5、第6段階につきましても約1,000名というふうなことで、このような人数の割り振りになっているところでございます。

あとその3段階の位置、その制度設計の概要につきましては、詳しくご説明できないところでございますが、第3段階の内訳を見ますと、約600名ぐらいの方が第3段階というふうなことでございます。そういうふうなことで、幾らかでも今回の所得といたしますか、保険料の改正に伴いまして、この低所得者の中でも第3段階の方の負担が大きいですから、その辺を第4段階と同様に2段階にして、できるだけ低所得者の方の負担軽減を図るというふうなことで今回創設されたものかなというふうに考えております。

7番（齋藤慶治君）はい。第1、第2段階で年額で約4,800円かな、間違っていたら後で訂正してください。基準の4の2のちょうど基準額で約年間9,600円の保険料アップということで、そういう制度設計になっていると思います。

そこで、先ほど遠藤議員からも出たのですが、今回の津波、地震等で、全壊等被害に遭われた方の救済策というのは、例えば23年度においては、国民健康保険、私自身もそうなんです、免除のような形で納めていないという形、そういう救済策がありました。24年度以降について、先ほど言った全壊とかそういう形の方々に対して、今回こういう介護保険関係含めての救済策とか減免措置というのは、国としてまだ予定されていないのかどうか。今回の改定案は、あくまで現行の制度の維持を3年間に制度設計した中で、健全に介護保険を維持する中でこういう料金改定になったのですが、そこら辺、救済策があるのかどうか、確認しておきます。

保健福祉課参事（佐藤兵吉君）はい、議長。済みませんが、ちょっと時間をお願いいたします。

議長（阿部 均君）暫時休憩いたします。再開は、1時45分といたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時46分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）震災復興推進課長、鈴木光晴君が、復興関連対応のため、午後の会議を欠席する旨の届け出があります。

あと町長が、ただいま復興庁から事務次官がおいでになりまして、今、復興計画について説明中であり、少し遅れるという旨の届け出ありますが、どのように対応すればいい

いかお伺いをしたいと思います。

ここで再延長とするか、町長が席を離れている状況で再開をしてよろしいかお諮りしたいと思います。

このまま会議を再開してもよいという方、ご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）少数でございます。

議長（阿部 均君）それでは、町長がここに着席されるまで、再度休憩といたしたいと思います。まずは2時まで暫時休憩といたします。

午後 1時46分 休憩

午後 2時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）7番、齋藤慶治君の質問、救済策はあるのかについて、答弁願います。

保健福祉課参事（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは、4月以降の保険料の取り扱いの関係でございます。

利用者負担につきましての減額につきましては、9月30日まで延長と。それから、保険料の減免につきましても、同様に9月30日まで延長するというところでございます。

なお、23年度につきましては、災害臨時特例交付金ということで歳入のほうは補てんされているわけなんです、24年度につきましては特別調整交付金での手当てになるというふうなことで、10分10全額国の方から入ってくるというふうなことでございます。

7番（齋藤慶治君）はい。本町の今回のいろいろな意味で被災された住民に関しては、一応9月30日までは国としても救済策が出ているということなので、この現状が解決されない限り、9月までではなくて、もう少し現状が改善、もとの生活に戻れる段階にまで、やはりこの救済策を国に求める必要があるのかなと思います。その点について、町長から考え方をお聞きします。

町長（齋藤俊夫君）はい。改めてそういう制度になっているというふうなことを確認させていただきましたので、この被災の状況なり、回復の状況というふうなことを踏まえた速やかな対応をしてまいりたいというふうに思います。

関連で言えば、例えば仮設住宅の入居期間などにつきましても、これもやはり復旧・復興の状況を見ながら、延長の考え方もございますので、そういうふうな視点、方向性で各分野についても対応してまいりたいというふうに思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。まず、本案に反対の者の発言を許します。

6番（遠藤龍之君）はい。ただいま提案されております山元町介護保険条例の一部を改正する条

例に対しまして、この内容は、保険料の引き上げ、値上げというものが主な内容となっております。そうしたことから、反対する立場で討論をいたします。

今、高齢者の暮らしは、石油や食料など生活必需品の上昇が続く中で、主な収入となる年金等の引き下げが予定されており、一方でことしは高齢者医療の保険料の値上げも決まっております。高齢者の暮らしにとって大変な負担増が続いております。そうした状況の中での今回の大震災。とりわけ被災者だった高齢者にとっては、これらの負担というものは二重、三重の負担増を迎えております。ただいまの話の中で、9月まで保険料、利用料が延長されるという朗報もあるわけではありますが、この件につきましては、そもそも国はその対象としていなかったものであります。しかしながら、被災自治体あるいは被災住民の強い声、大きな声があつてようやく半年間の延長が認められたという経緯の中にある話であります。国は、そもそもこうしたことは考えていなかったということであり、先ほどの質疑の中にもありましたが、これまで以上の国に対する働きかけというものがなければ、これは今の時点ではそこで打ち切るとというのが今の話になっております。

あわせて言いますと、その後、どうなるかと。今のままでいけば9月に打ち切るというふうになるわけですが、9月に打ち切りになりますと、その後は一気に負担増がましてくる。これには、後期高齢者以外の65歳以上のお年寄りも今は国保税も9月まで延長になっているわけですが、それが元に戻るということになると、こちらはこちらでまた大変な負担増が返ってくると、そういう状況にあります。

ですから、こうした時期での保険料の引き上げ。これはただでさえ大変な暮らしの状況にある中でこうした値上げは、さらにこうした高齢者の皆さんの生活、暮らしを追い込むものになるのではないかと考えます。

今回の値上げの背景には、大震災の影響と見られる施設系の供給増が見込まれており、これは他の自治体には見られない大震災の影響を要因とする社会的要因であることは明らかであります。被保険者である高齢者に負担を負わせる内容、性格のものではありません。

大震災後1年を経過しようとしているわけではありますが、被災地での懸命の努力にもかかわらず、生活、なりわいの再建は遅々として進んでおりません。とりわけ高齢者を取り巻く状況は、大変厳しい暮らしを強いられております。こうしたときにこと安心を与えることが政治の務めであり、保険料の値上げはただでさえ厳しい高齢者の暮らしに追い打ちをかけるものとなります。この値上げ案には、値上げ幅の縮小など、まだまだ検討の余地が残されていると考えます。

以上の理由から、この山元町介護保険条例の一部を改正する条例に反対をするものであります。

議長（阿部 均君）次に、本案に賛成者の発言を許します。

7番（齋藤慶治君）はい。今回の介護保険条例の一部を改正する条例に対して、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の条例改正の裏づけとなるサービスは、これから24年から3年間であります本町の高齢者保健福祉計画、そして第5期になります介護保険事業のサービスの確実、そして安定的な実施をするための財源的な裏づけが必要であるからであります。

今回の改正に当たって、例えば低所得者への一定の配慮、そして今回地震等で被災さ

れた多くの町民の方には、国として本年24年9月までの保険料の免除、減免等の救済策が確実に実施されております。

一方で、今回の介護保険の改定料の中身を見ますと、1億円という基金の中から3年間で8,000万円を使うという基金の取り崩しをやっているということで、この制度を維持するための最大限の努力が見られるということで、今後3年間の保健福祉計画、そして介護保険の確実な実施、町民の高齢者に対する十分なサービスを確実に実施する裏づけとして今回の改定の条例に対して、賛成するものであります。

議長（阿部 均君）ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで討論を終わります。

議長（阿部 均君）これから議案第19号、山元町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立多数であります。

よって議案第19号は原案のとおり可決されました

議長（阿部 均君）日程第6．議案第20号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課技術参事（渋谷美智子君）はい、議長。議案第20号、山元町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

お手元に配布させていただいておりますNo.7においてご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

提案理由でございますが、少子化の現状に鑑み、子育て支援施策の拡充を図るべく、入院に伴う医療費の助成対象年齢拡大を提案するものでございます。

1、改正内容でございます。対象年齢、第2条関係でございます。現行の乳幼児ゼロ歳から小学校就学前を、新たに乳幼児及び児童とし、ゼロ歳から中学校終了までとするものです。

助成内容、第4条関係でございますが、現行の乳幼児の入院、外来の一部負担金の助成に加え、新たに小学生から中学校終了まで、入院に伴う一部負担金を年間50万まで助成するものです。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。

11番（伊藤隆幸君）はい。この条例議案の概要についてご質問いたします。

助成内容は、入院、外来の一部負担金とありますが、この入院、外来を小学校から中学校まで、そしてその部分で改正内容等々で、中学校まで一部負担した場合はどのくらいの財源が必要かを質問いたします。

保健福祉課技術参事（渋谷美智子君）はい、議長。過去3年間の実績を試算した結果、新たな拡大分としては、年間約49件、171万8,000円を見込んでおります。

11番（伊藤隆幸君）はい。今、過去3年間で平均をとって171万を要しているとお答えありましたが、これは発展的に解釈して、中学校まで、入院ではなくて、一部通院の場合を見ればどのくらいと試算していますか。

保健福祉課技術参事（渋谷美智子君）はい、議長。外来分を見込んだ場合ということでよろしいでしょうか。済みません。外来分までは見込んでおりませんでした。

11番（伊藤隆幸君）はい。後でわかり次第、資料提供をお願いしたいと思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

6番（遠藤龍之君）はい。この改正については、評価するものなのですが、その経緯といいますか、今の中で増額分は対象年齢の拡大分として171万という措置をしているということですが、全体の医療費の流れの中で、ちょっと見えてこない部分があるのですけれども、22年度、23年度、24年度を見ますと、逆に全体としては減ってきているんですね。どういった試算から出てきているのか。せっかくいい施策なのですが、予算としては下がっているというところが、その辺がよく見えないのですが、具体的な何か要因があるのかどうかお伺いいたします。

保健福祉課技術参事（渋谷美智子君）はい、議長。児童数の減少等が考えられます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第20号、山元町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第20号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第7. 議案第21号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい、議長。議案第21号、山元町事業誘致促進条例の一部を改正する条例でございます。

皆さんのお手元に配布しております資料No.8でご説明させていただきますのでよろしくお願いたします。

企業誘致を推進するため、指定要件の緩和とともに用地取得助成金、3年間継続雇用や転入者に対する雇用促進奨励金及び上水道料金助成金等の追加を行うため改正するものであります。

改正内容ですけれども、項目、現行、改正後、備考とありますけれども、改正分等について説明させていただきたいと思っております。

最初に、第3条関係ですけれども、指定要件1、2、3とありますけれども、3の中で常時雇用従業員要件、……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。

10番（岩佐 隆君）はい。この条例の中で、一応改正後に現行よりも大分緩和した要件になっているということで、これは震災を受け、あるいはこれからのそういった震災の土地なり、あるいはこれから震災を受けた人たちにも、この企業として恩恵を受けられるような形で緩和したということだと思えるのですけれども、実際にこの改正後、今まで現行でどのくらいの企業が対象になったのかと、あと今度の改正後、実際にこういう形にするのとどのくらいの企業においでいただけるような形になるのか、その辺は読めないとは思えるのですけれども、見通し的にどうなのか。

あと、例えばこの指定要件の一つとして雇用の関係。例えば新設であれば5人以上、増設であれば3人以上。これで約半分にはなっているのですけれども、この辺の考え方についてと、あと社会保険とか雇用保険の関係もあると思うのですけれども、その辺はどうなっているのか。まず指定要件の関係からお伺いしたいと思います。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい、議長。この一部改正の条例につきましては、震災云々ではなく、昨年の3月に一部改正をするために議会のほうに提案していたものであります。内容的には、震災があったからどうのではなく。

町長も申しましたが、企業誘致関係、町長就任しましてから、何社かは私も同行して企業等へ行っております。その中でやっぱり、条件的に町のほうで工業用水道がないというのもありまして、その中でいろいろと山元町へ行く場合のメリットが余りないですねということがありまして、昨年度はこれで上げようということで上げたものでございます。

あと該当した会社ですけれども、今町内では1社だけでございます。

あと、先ほど言いましたけれども、人数になりましたけれども、これにつきましては、常時雇用の中では町内に立地した事務所に常時勤務した者で労働基準法で第2条に規定する中で、厚生年金保険及び政府所管の保険等に参加する者ということでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。流れとしては、今話を課長から聞いてわかったのですけれども、ただ実際には、本当はこの改正によって、基本的に企業を誘致して促進を図るという観点でもう1回改正してつくるということなので、例えば、今考えると該当1社。ただ、せっかく改正するのであれば、本当は被災した、そういったものも含めて、そういった実際にやる企業のある程度の要件の緩和になったり、あるいはほかから来る企業に対してもそういった部分で、やはり被災した企業も受け入れるとかそういった形の、全体で企業誘致の促進を図れるような条例の改正の中身であれば、よりよかったのかなと思うのですけれども、例えば人数の面とか、あるいは固定資産の関係でも、実際にこの被災する前の要件をそのままという形よりは、もう少し被災企業あるいは被災者にも、例えばほかの地域からおいでになってくる人たちにももっと要件を緩和しながら、おいでいただけるような考え方でできなかったのかどうか。ただ、3月議会で一応被災の中で提案したものをそのままそっくりという形よりは、もっと誘致できやすいような環境をつくってやるべきだったのかなと思うのですけれども、今言ったように従業員の緩和だったり、あるいは固定資産の要件の緩和だったり。その辺が議論されたのかどうか、被災者に対

して、あるいは被災企業に対しての誘致とか、そういったものを議論されたのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい、議長。被災した企業云々とありましたけれども、先ほど施行期日の中で申し上げましたように、既に指定を受けている事業所については、この条例による改正後の相当規定を適用すると、そういうところで現在の企業の方々も適用になるということです。これを出すためには、条例等を改正せざるを得ない、法令審査会等がありますので、そちらのほうと、その前にも業務法令審査会のほうでお話をしております。

10番（岩佐 隆君）はい。今お話ししたのは、結局、法令審査会含めて、震災をした企業の経営あるいは震災事業新設に関してのその部分で話をしたのかどうか、それをまず。そういう形で、そういう人たちの企業誘致をすとか、あるいは震災で今回事業所がなくなって、もう1回復活する人たちのそういった配慮、その部分でも法令審査会なり、あるいは実際に執行部の中で考えて今回条例提案がなされたのかどうかという部分で、話し合いをされたのかされてなかったのか、それだけです。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい、議長。震災後の分について、被災を受けた企業云々、その部分については詳細な話の煮詰めはしておりません。

10番（岩佐 隆君）はい。本来ですと、3月の提案をこのまま横滑りではなく、被災した企業なり、あるいは被災して新たにもう1回復興すると、従業員がいるので、そういう人たち、あるいはほかの被災地から来る企業、そういった被災した企業を受け入れるようなそういった形の中身であれば、私はより企業誘致の促進の関係が進むのかなとは思うのですが、今お話聞くと1社だけだということで、せつかく条例つくっても、対象とする企業が来ないのでどうしようもないし、ただ、今からこの条例を引っさげて、町長がみずから担当課長と一緒に企業誘致に向けて一生懸命頑張っていくということでの提案だと思うのですが、本来、やっぱり被災した企業なり被災地の中で頑張る企業、そういった人たちにも配慮する条例で、私はあってほしかったなと思うのですが、その辺について町長から、考え方についてお伺いできればと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。この企業誘致条例の改正の議案について今、産業振興課長から申し上げたのが基本になってございます。確かに議員おっしゃるように、この機会にというふうな部分もあるんだろうというふうにするのですが、今回の被災の中で、商工業者の方についても一定の復旧支援というものもございましたので、まずはそういう復興絡みの、復旧絡みのそういう制度の活用をいただくというふうを考えてございますので、ある程度時間的にも制約された中ではございますけれど、とりあえず1年先延ばしになった条例を施行する中で、各市町村でもそれぞれ誘致条例をつくりまして、企業誘致に努めておりますので、少しでもいい形での足並みをそろえながら、企業誘致の努力に資するような体制整備をしていきたいというふうなことでございますので、今後、状況も勘案しながら、ご指摘の点についても検討してまいりたいというふうに思いますので、どうぞよろしくご理解をいただきたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい。今答弁の中で、今後そういった部分も考えていきたいということでお話しありましたので、実際には、例えばこのくらいの被災した人たちが、このくらいの規模でやるというのはなかなか難しいと思うのです。私の持論なんですけれども、例えば100人規模の企業を誘致するよりは、10人規模の会社を10つくった方がすそ野

が広がっていくという部分があると思うのです。そういった観点でいいますと、これは考え方の違いですから、いろいろあると思うのですけれども、やっぱりすそ野が広がると、より地域密着したような形で雇用も生まれるということもあるので、やはりそういった山元町に来ていただけるような企業を広げていくための一つの企業促進の考え方で私はあってほしいなと思うのです。そういった点で考えると、100人規模の1社にするのは大変、町長みずから一生懸命歩いても難しいのではないかと。できないとは言いませんけれども難しいのではないかと。それよりも、やはり10人規模の会社あるいは5人規模の会社でもいいから、いっぱいつくって、そしてそこですそ野を広げた中で企業と言われるような形で大きく山元町の中で大きくなって、そして固定資産なり、あるいは住民税を納めていただくような形にすれば、私は全然この企業誘致の制度からすると合致すると思うのです。その部分を十分に考えていただきながら、前段でおっしゃった被災者あるいは被災地、被災企業の支援として、あるいは町としての企業誘致の考え方として念頭に置きながら、この企業誘致条例、促進条例の考え方として基本に置いてほしいなと、そういう思いですので、もう一度ご答弁のほどよろしくお願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。確かに一つの大きな企業にだけ依存するような形ですと、全国でもいろいろ見られますように、景気の波に左右されるというような部分もございますので、いろいろな一定のバリエーションのある企業の立地というようなことであれば、余り一時の不況、景況に左右されない形で、安定的な企業経営ができると、そういう部分がございますので、そういう視点を大事にした企業誘致というものを念頭に置いて進めてまいりたいなというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい。それで、今回改正する中で、次の改正について議論するのもあれですけれども、ただ、指定要件、きちっとやはりこういう改正をした中で、きちっともう1回、今町長がおっしゃったような形での、私がお話ししたような形の考え方を取りまとめていただいて、もう少し指定要件の緩和を念頭に置いた形で考えていくようにしなければ、今町長がおっしゃるような形にはならないと思うので、今回改正した中で、もう1回状況を見て、その上で指定要件の緩和について十分に精査をしていただきながら対応していただくということで考えていただくように、お尋ねしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的にはご指摘の方向を大事にしながらというふうなことで進めてまいりたいというふうに思いますが、若干法令審査会の中での議論も補足的にこの機会にご紹介させていただきたいというふうに思いますので、副町長のほうから補足説明させていただきたいというふうに思います。

副町長（平間英博君）はい。この条例案の提案に際しましては、改正案の内容について、産業振興課長のほうからご説明したとおり、3月定例会で提案した内容と同一のものでございました。

ただ、今回の定例会に再提案するに当たりまして、法令審査会を開催し、その内容について改めて検証させていただいております。

議員ご質問の部分、被災した企業の再建の当たっても活用できないか。実はその部分については、指定要件の中で増設、投下資本1,000万円以上で従業員が3名以上、雇用が見込まれるという部分で充当できるものについては充てていけるだろうと。あるいは、これから震災復興計画の中でもご審議いただいておりますが、新たに医療福祉ゾーンを設けて、福祉関係の立地も促していくと。そういった部分には、これまで製造、

通信、運輸業などの業種に限られていたところでございますが、その他の業種で、例えば福祉関係についても、今後震災復興計画を進めていく上での誘致対象として対象業種を広げる。そういった部分についても検証させていただいた上で、今回条例案として再提案させていただいているところでございますので、その点、ご理解いただきまして、ご審議いただければというふうに考えております。

10番（岩佐 隆君）はい。法令審査会の中身について、今副町長言われたとおりだと思うのです。ただ、町長が前段の答弁で、被災した企業なり、あるいは震災で今度新しくつくる企業、それについては今後いろいろ協議を進めながら検討していくというお話なので、そういう方向でいいのかなとは思いますが、ただ、副町長は今の答弁だと、前段の話で、それで納得してくれということで今お話あったのですけれども、どちらの話を聞いていいのか、私はちょっと理解に苦しむわけですよ。だから、きちっとその辺を、町長の答弁に沿って答えるのか、法令審査会の中である程度方向づけした部分で答弁として出すのか、そのところをちょっとはっきりしてもらわないと、これからのお話なので、具体はこの条例に関しては、今お話聞いた中で法令審査会である程度方向づけしたと。ただ、私は新規で新設する人たちが、新たに出た場合のお話もさせてもらっているの、あくまでも被災した人たちがもう1回立ち上がるということで、それを増設扱いにするのかしないのかということにもなると思うのです。そういう部分だっていると思うのです。そういうお話もさせてもらった中でのお話だったので、その辺については法令審査会の中での十分な議論があったのかどうかというお話もさせてもらった中でのお話の中で、町長と今お話しして、方向づけとすれば将来を見据えて被災者なり、あるいは被災企業あるいは被災企業を受け入れる、そういった諸々を条例として、これからこの条例をもとにして、あと精査しながら考えていくという方向でいいのかどうか、もう1回確認したいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。副町長から今申し上げたのは、議論の過程でそういうふうな問題意識も持って、今回の一部を改正する条例を提案させていただいたということで、要するに去年のやつをそのままそっくりというようなことではなく、そこには一定の議論の経過があるというふうなことでご理解を賜ればというふうに思いますので、前段、私が申し上げましたような形で検討を深められる部分があれば、それは必要に応じて検討をすることはやぶさかではございませんので、そういうふうなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

7番（齋藤慶治君）はい。第2条の第1項で、事業所ということで、前はサービス業まで入っていたのですが、今回サービス業を除いて提案されているのですが、そこら辺で従来より間口を逆に狭めるという判断はできなかったのか。――で何でも救うことはできるのです。例えばスーパーマーケットなり、そういうものはどういう分野に入るのか。それから、まちづくりの中で町長が言っている生活利便性の高いまちづくりの中では、そういう商業なり、そういう分野が、町民の生活の利便性を高めるにはぜひ必要な企業だと思うのです。そこら辺はどういうふうに救う形になっているのか、何かサービス業をカットしたことで、業種が以前より狭くなったという感じがするのです。その点をお聞きしたいと思います。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい、議長。このサービス業はスーパーとか、そのものについてはそ

のまま業種としては対象になるのですけれども、その中で、日本標準産業分類というのがありまして、その中の大分類の9の中のサービス業の中で、開発研究機関、自然科学研究所及び人文社会科学研究所というものが入っていたので、これについてはサービス業から外すと。その意味でのものです。ですから、スーパーとかその部分については、対象になります。

7番（齋藤慶治君）はい。そういう標準大分類のことを言われても、ちょっと私らもわからないのですが、町民の生活に利便性の高いような企業なりというのは、明確に今回のこの条例の事業種の範囲におさめるということで理解していいのか。実際、例えばいろんな分野、私、今ホームセンターとかスーパーの例を出したのですが、先ほど医療の関係も出ましたが、そういう福祉分野の介護施設関係等、いろんなものがボーダーラインというか、わからない分野で、そのときの町長なり、そのときの執行部の判断で出す出さないなんていうあいまいなグレーゾーンとよく言われるところがあるのですが、そこら辺の見きわめというのは、私が想像する以上には簡単なのですね。問題ないのですね。そこら辺、先ほどの課長の答弁では、そういう生活に便利になるような企業が入っているか入っていないか、そこら辺が少し明確にわからないので、そこら辺を再度答弁願います。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい、議長。今言われた町民等に対しての企業等については、対象になります。そして、一一選択の方ですけれども、それにつきましては、企業さんのほうから申請書を出していただいて、それで審査して、問題なければということで、町民に関連するものについては該当します。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第21号、山元町企業誘致促進条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第21号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第8. 議案第22号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。議案第22号、山元町町営住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして、条例議案の概要に係る配布資料No.9に基づきましてご説明をさせていただきます。

本条例の改正でございますが、平成23年5月2日に地域主権一括法が公布され、公営住宅法の一部改正により廃止された同居親族要件を維持するとともに、同要件の特例

措置を講じるため改正するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表も参考にごらんいただきながら説明をさせていただきます。

1、改正内容でございますが、入居者の資格条件の追加でございます。第6条関係でございます。新旧対照表の4ページとなります。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第22号、山元町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第22号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第9．議案第23号、日程第10．議案第24号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。それでは、議案第23号、山元町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、議案第24号、山元町水道事業給水条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

配布資料のNo.10でご説明申し上げます。

この案件につきましては、去る2月27日の平成24年第2回臨時会でご可決いただきました公の施設の利用について、公営企業の設置条例並びに水道事業の給水条例の区域に追加するため一部改正するものでございます。

提案理由でご説明いたします。相馬地方広域水道企業団からの要請により、東日本大震災で水道水が断水となっている福島県新地町大字埴木崎字磯山の一部の区域に対して、山元町側から給水を行うため提案するものでございます。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第23号、山元町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって議案第23号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）これから議案第24号、山元町水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第24号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第11．議案第29号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。それでは、議案第29号、和解についてにつきましてご説明を申し上げます。なお、説明に当たりましては、本提出議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第29号、和解について。東保育所入所児童の死亡に係る事案について、震災ADR（裁判外紛争解決手続）により申し立てを行っていた申立人と和解したので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

具体の申立人との合意内容についてでございますが、一つ、申立人でございます。記載のとおりでございます。二つ、事案の概要でございますが、平成23年3月11日午後4時ごろ、宮城県亘理郡山元町所在の山元町東保育所において、東日本大震災による津波により、申立人の子が死亡した事案でございます。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。4番菊地八朗君の質疑を許します。

4番（菊地八朗君）はい。この和解に対して、町が和解条項、金額ではなくて和解金として支払い義務があることということ、これはどういう意味なの。もう少し説明してください。この内容が一部、私としては、申立人ということは何らかの……あったということをお認めのですか。その件について、和解という中で義務があると、和解する義務が、これについてもっと説明をお願いします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。菊地八朗議員のお尋ねでございますが、本来的に和解金ということになれば、ご指摘の部分もあろうかと存じますが、本案件につきましては、東日本大震災後の大津波により、保育中であった申立人の子を保護者に引き渡す前に、町管理課の施設で起きた死亡事故であり、死亡見舞金相当額として、災害弔慰金制度の例を

根拠に相当額をお見舞金として支払いすべきだろうというふうな考えに至り、和解金という形でご提案申し上げるといふようなこととさせていただきます。

4番（菊地八朗君）はい。では、見舞金という形にしておけばよっぽどいいのだけれど、はっきりしてね。義務があることを認める、ではなくて、ここは見舞金という言葉に直したほうがいいと思います。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。見舞金としての性質、そのような考え方で和解金ということとさせていただきますが、見舞金という形で、それで公金支出というふうなことはできないものですから、和解金という形でその考え方についてはというふうなこととさせていただきますので、よろしくご理解いただきたいというふうなふうに思います。

議長（阿部 均君）ここで暫時休憩します。再開は3時15分といたします。

午後3時03分 休憩

午後3時15分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）総務課長、島田忠哉君、答弁願います。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。今般、ご提案申し上げております和解につきましては、先ほどご説明させていただきましたように、震災ADRに基づく和解あっせん申し立て、これに不応するに当たり、和解金の支出の際におきましては、自治法第96条の規定に基づきまして、議会の議決を求める必要があるというふうなことによりまして、今般ご提案をさせていただいた次第でございます。よろしくご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

4番（菊地八朗君）はい。町としても誠意ある対応です。誠意ある対応を改めて申し上げて、私の質問を終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第29号、和解についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第29号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第12. 議案第30号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第30号、平成23年度山元町一般会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

初めに、歳出の内容について申し上げます。18ページをお開きいただきたいと思えます。

1款議会費からでございます。1款議会費1項1目議会費9万7,000円の追加でございますけれども、これは職員の時間外手当の追加です。

以下、款項目ごとに職員手当が措置されておりますが、すべて時間外手当の増額でございますので、逐次での説明は省略させていただきます。

続きまして2款の総務費、1項1目一般管理費400万3,000円の追加でございますが、これも時間外手当と職員の退職手当の組合の負担金増でございます。これは4名分でございます。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います、ページ数、款、目、節を示し、簡明な質疑、答弁をお願いします。質疑は一問一答であり、1件ずつ質疑を求めます。質疑を行います。——質疑はありませんか。

10番（岩佐 隆君）はい。それでは、歳出の11款11目の諸費の関係で、ページ数が18ページ。災害補償費の関係で、先ほど課長の説明の中で、遺族補償の積み増しで、中身が表の3の遺族等で今回こういう形の6,638万4,000円。あと、中身として、区長さんの遺族に対してとほかにあると思うのですけれども、内容だけ教えてください。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。岩佐議員のお尋ねのお答えさせていただきます。

ここで計上しております遺族補償費の関係でございますけれども、内容的には企画財政課長がご説明申し上げましたとおり、過般の東日本大震災によってお亡くなりになりました1区長2副区長、計3名の部分に係ります遺族補償年金、遺族補償特別支給金及び遺族特別援護金、これら3費目に係るところの補償費を増額措置をさせていただくということでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。今三つに係るということですが、金額的なものを教えてください。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。遺族補償年金でございますけれども、この関係につきましては補償基礎額をベースにして、月数を掛けて算出されるものでございますが、この金額については、それぞれ在職月数等によって個人ごとに違うものですから、そういうふうな性質のものということ……。

済みません。金額の部分、手持ちの資料を持ってございませんので、若干計算させていただきますので、ちょっとお時間をちょうだいさせていただきます。

議長（阿部 均君）暫時休憩といたします。再開は3時55分といたします。

午後3時48分 休憩

午後3時55分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）総務課長、島田忠哉君、答弁願います。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。それでは、個別にお答え申し上げます。

まずは遺族補償の関係でございますけれども、遺族補償年金、これは3遺族にかかわる部分としまして合計で161万6,000円でございます。次に、遺族補償特別支給金、これにつきましては3遺族等しく300万ずつということで900万。さらに遺族特別援護金というふうなことがございまして、これは3遺族合わせまして5,580万というふうなことで、都合この3種の補償を合計したときに、ここにご提案申し上げている金額というふうな次第でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。3番目の、今お話しになった5,500万の遺族特別給付金、これについて、先ほど総務課長が答弁した中で出てきたのは、ある程度年数とかそういった部分も含めてということかな。3遺族に対して5,500万という金額。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。具体にお答え申し上げさせていただきますと、遺族補償年金の受給者に対して、これは一律でございます。公務災害と通勤災害等の別によって金額の差はございますが、今般の事案につきましては公務災害ということで一律、金額については1,860万というふうなことでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。それでは、20ページの関係。

災害救助費の関係で民生費。これは多分予算で9月の予算。私も議員としてまだ来なかったときなんですけれども、予算で一応84億6,500万。諸々精査した中で、約40億円の減額だということなんですけれども、ある程度9月の時点だと全体の災害救助費関係の項目の中で、具体にある程度、予算として見えていた部分もあったのかなとは思うのですけれども、この額が大幅に減になっているんですけれども、その予算のときの見積もりなのか、あるいは何かこの予算のときから大きく変わった要因ができて減額にはなっていると思うのですけれども、そこら辺の大きな要因なり中身について、全体で結構ですから大きな部分でご説明をいただきたいと思えます。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。全体的な部分でご説明をさせていただきたいと思えますが、9月の段階では概算での予算計上と。それが、精査をしていく中で、金額がかたまってきたということで大きな部分としてましては、遺体捜索関係機械借上げ、こういった部分がこの中には24億、約25億近い金額などを含めてあるというふうなことでございますので、こういったことなどをご理解いただければというふうに存じます。

10番（岩佐 隆君）はい。あくまでも概算で、9月の予算で見積もったという形ですけれども、余りにも金額が、ほかの市町村で予算の考え方なり、あるいは補正で減額する考え方がどのくらいの差だったかというのは、なかなかほかの市町村を私も見てこなかったのですけれども、うちの場合で、当時の議員の人たちに事業の説明をして、このくらいかかりますよということでご提示申し上げて、今回40億円の減額ということなので、お金がかからないから国でも、あるいは町でも、災害救助費ですから、これは国だと思うのですけれども、かからない部分についてはいいんですけれども、ただ、やはり当時の予算の中で、考え方としてある程度の9月時点で、概算とはいえ、実績の考え方が見えてきた部分での予算計上だったのかなと思うのですけれども、その辺についてはどうだったのか。全然まるっきり、あくまでも概算で何も見えない中で予算計上という形の考え方になったのか、あるいはある程度の精査の中で予算を、概算であっても、概算だからということでまるっきり何も雲をつかむような予算の計上の仕方はしていないと思うので、当時の議員の人たちもいろいろ質疑したり、きちっとした形で審議して予算通した

ということなんでしょうから。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。結果から見ますと、このような大きな金額ということで、議員さんの疑問の向きもご指摘のとおりだなというふうに感じるところでございませけれども、災害救助費の予算計上に当たりましては、震災混乱期の中での遺体捜索関係であったり、瓦れきの処理であったり、災害弔慰金の問題であったり、それぞれが相当のボリュームと金額というふうな中で精査した結果というようなこととございませるので、これは時系列的な形での清算というふうな意味合いでありますことをご理解いただきたいと思います。

なお、先ほど遺体捜索関係機械等借り上げ料の減ということで24億9,000万、約25億をお話ししましたが、そのほか大きいものでは災害弔慰金の減で10億7,000万。これを二つ合わせただけでも35億、36億ぐらいの金額になってございませるので、その他諸々、災害救助関係経費の清算によつての積み上げの結果というふうなこととご理解いただければ存じます。

10番（岩佐 隆君）はい。今一番大きいやつで、14億の使用料並びに賃借料、これは遺体捜索関係の機械等の借り上げ料。この時点で、遺体でどのぐらいの、これはあくまでも前に戻つての全体での形で機械借り上げということなのか、それとも予算の計上の中で具体的にそれ以降という話なのかちょっとわからないのですけれども、実際には遺体、この9月時点の考え方をもとにしてということなのか、それとも前段にさかのぼつて、全部遺体借り上げという形の予算の計上の仕方だったのか。その辺教えていただきたいと思います。

副町長（平間英博君）はい、議長。ご質問のありました遺体捜索等の機械の借り上げの関係なのですが、ご案内のとおり、当初災害発生時以降の瓦れきの処理については、災害救助法に基づく遺体捜索、これをよりどころとして予算計上をせざるを得なかつたところがございませました。その後、環境省の事業が創設されて、瓦れきの撤去については、そちらの環境省の補助事業を活用して実施できることになったことから、環境省のほうの補助事業を得て、一方では実施しております。その関係で、当初、災害救助法しか計上なかつたものですから、災害救助法では、発災後10日間の遺体捜索を兼ねた瓦れきの撤去に充てていいよという制度の中で、その期間を延長してもらつてという調整の中で環境省の補助事業が出たということで、そちらのほうに繰りかわつたということで、当初、災害救助法の部分については金額的に大きいものを計上させていただいておつたところとございませます。

10番（岩佐 隆君）はい。今副町長の説明だと、あくまでも災害救助法での対応、10日間の部分。あとほかの部分については、環境省の補助という形で、減額をしてどこから環境省の補助という形での項目で、ある程度充ててきたということなんですよね。ちょっとその説明が見えない部分なので、ちょっと教えてください。どこに出てきているのか。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。災害救助法の遺体捜索の関係の経費を瓦れき処理費の方に繰り替えをしたということとございませます。

この中の組み替え減になっている24億を繰りかえいたしまして、あと不足額、既定の瓦れき処理分の既定予算額がございませして、それに不足する分を今回瓦れき処理費のほうで増額の予算措置をさせていただいております。

10番（岩佐 隆君）はい。それは、今副町長からの説明でわかつたんですけども、ただどこの部

分に出てきているか、何ページのどこの部分か教えていただきたい。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。ページ数で言いますと22ページの6、災害廃棄物事業費の中の14の使用料及び賃借料の中の重機の借り上げと1億7,162万円。これは、災害救助費からその24億を瓦れき処理費の事業費といたしますか、その中から支払うするのに不足する額について増額の補正をしたという内容でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。理解ができないようなあれなのですけれども、頭が悪いのかどうかかわからないのですけれども、先ほど副町長の話だと、具体的に10日間の遺体搜索の部分が今回のこの災害救助費の中から出ていると。そのほかの部分に関しては、ちょっと金額を教えてください。どういう形なのか。結局この10日間の部分でどのくらいなのか。あるいはその瓦れき部分でさっき副町長が言ったように、そちらに回した部分、環境省の補助という形でいただいて瓦れき処理に回したのか。今、担当課長の説明した1億700万、この関係だけなのかどうか。それについても全体の減額の額の中身について組み替え、ほかに組み替えしてどこかにやっている部分があるのかどうか。あくまでも純然たる減額の補正で、見積もりと違っていたということでの減額なのか。その辺を理解しにくいので、お尋ねしたいと思います。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。この遺体搜索の関係の災害救助費での24億という内容の組み替えの部分につきましては、瓦れき処理をしていく中での借り上げ料等の中で、当初あるいは補正というようなことで事業費をご可決いただいております。この3月補正の時期になりまして、災害救助費の趣旨から遺体搜索費を支出するということは、内容としては瓦れき処理費の事業の内容だというようなことございまして、その部分で既存の予算額で振り替えをすべてすることが不可能でしたので、それに不足する額1億700万を増額補正をするものでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。あくまでも、さっき副町長が話しした24億の減額の要因というのは、本来だと、当初の考え方として瓦れき処理も含めた形での計上の仕方をしたと。ところが、10日間しか遺体搜索の期間しか認められなかったと。そういう形で、見誤ったという形が正しいのか、全体で認められる部分の計上をしたんだけど、認められなかった部分での減額で落とすという形なんですよ。環境省からの組み替え補助で組み替えというのが、金額、全体から見ると少ないでしょう。それが全部そっちに行くわけではないんだから、その辺がちょっと確かめなかったのです。そこのところの答弁、お願いしたいです。

議長（阿部 均君） 暫時休憩します。

午後4時12分 休憩

午後4時27分 再開

議長（阿部 均君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君） 町民生活課長、佐藤澄三郎君、答弁願います。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。先ほどの額について、今回の予算措置で災害救助費の中で24億ほど減額しているものを瓦れき処理費のほうから組み替えをするというような説明を私先ほど申しましたが、説明に誤りがありましたので訂正させていただきたい

と思います。

実際、災害救助費で遺体捜索のための瓦れき処理の経費といたしまして、8億7,900万ほどが瓦れき処理費のほうに振り替えをするということでございます。その額を既定額で不足する額1億ほど不足する内容になるのですが、その額と、あとはこれからの支払い部分を残して今回の補正額の1億716万2,000円の補正と、瓦れき処理のほうではそのような補正になっています。実際振り替えした部分については、8億7,900万というふうな形になります。

10番（岩佐 隆君）はい。ですので、振り替えしたものが8億7,900万。だから、24億の減額で、結局全体では、さっきお話したように予算の大幅な概算の見積りの誤りがあったのではないかという指摘ができるので、その辺についてはどうなのか。当時、一応概算という形の中での対応で、なかなか全体を精査し切れなかったのかどうか、その辺の確認をします。ほかに理由があるのかどうかも含めて。

議長（阿部 均君） 暫時休憩といたします。再開は4時40分といたします。

午後4時30分 休憩

午後4時40分 再開

議長（阿部 均君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君） まちづくり整備課長、森 政信君、答弁願います。

まちづくり整備課長（森 政信君） はい、議長。回答申し上げます。

5月19日の臨時議会におきまして、予算額を遺体捜索の関係機械借り上げ料といたしまして27億円をお認めいただいております。この見込み額につきましては、全体がまだ把握できないことから、概算の数字といたしまして日1,500万円掛ける30日掛ける6か月という概算額で見込んでおりました。

その後の支出でございますが、自衛隊に4月20日まで捜索に携わっていただきました。その間の支出額が2億700万円ということで、その残額といたしまして今回24億9,300万円を減額をさせていただくものでございます。

議長（阿部 均君） 補足答弁を副町長、平間英博君。

副町長（平間英博君） はい、議長。ただいま森課長のほうから、実支出の部分は災害救助法としての支出分でございますが、先ほど申し上げていた災害救助法の通常の遺体捜索に係る経費、対象は発災後10日間ということではありますが、町内には不明者が多数おられました。引き続き発災後10日を越えて長期にわたって自衛隊の指揮のもとに遺体捜索活動を続けておりました。

厚生労働省が災害救助法の担当省庁でございますが、厚生労働省との調整の中で、自衛隊のもとで遺体捜索を続けていた4月20日分までは災害救助法で認めましょうと。それ以降の部分については、環境省の補助制度が創設されましたので、同じ瓦れきの除去という業務の中身は変わりませんが、遺体捜索に関連する部分として災害救助費。それ以降の部分については厚生労働省の瓦れき処理の部分で、同じ業務の流れではございますが、区切って、それぞれに分けて計上することになりました。

当初は、環境省の制度がございませんでしたので、先ほど森課長が申し上げた形で概

算予算を確保して取り組んでいたところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。その部分については、今答弁いただいて、ある程度理解していかねばならないのかなと思うので。では、時間が経過しますので、もったいないですから。

あとその下の20節の扶助費。これについて、同じような質問をさせていただきたいと思えます。

全体で、多分予算の概算の中で出てきて、ある程度遺体の数もきちっと出たと。そういう形での計上の仕方と、あとどのくらいあるかわからないという中での計上の仕方だと思えるのですけれども、実際にどういう考え方で見積もりをして、こういう減額になったのか。

保健福祉課参事（佐藤兵吉君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えいたします。

当初、この弔慰金の関係につきましては、生活維持者500万の方については350人を見込んでおります。その他の方250万については420名、計770人で28億を予算として見積もっておりました。

今回、その支払いの方がおおむね確定したことに伴いまして減額というふうなことでございますが、今回の支払いをした金額でございますけれども、生活維持者につきましては、500万ですが115件、それから、250万のその他の方については438件というふうなことで、その差額分の10億7,000万円を今回減額措置するものでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。今ざっと説明聞くと、500万円の生活維持者というか世帯主、これについて236人減って実際にこういう形になったということです。ただ、これ予算計上する段階では、その辺についてもある程度調べた中での予算計上という形で、人数が350人出しているの、調べた中での予算計上で対応したのかなと思うのですけれども、余りにも今お話を聞くと、235人、そのくらいの数字で違って来たというのはどういうことなのか。あと全体の額で770人で計上したのは、それはどのくらい被災しているかわからないということだと思えるのですけれども、それで11億の扶助費の減額になるということですので、それについてお伺いします。

保健福祉課参事（佐藤兵吉君）はい、議長。ちょっと私、当時の予算のとり方のときの資料、ちょっと持ち合わせないものですから、正確にはお答えできないのですけれども、当時このような人数を見込んだ詳細についてはちょっと詳しくわからないのですけれども……。当時そういうふうな混乱の時期というふうなこともございまして、その亡くなった方をある程度推定はしたと思えるのですけれども、世帯主であります生活維持者についての見込みがちょっと精査できなかったというふうなことでご理解いただければと思えます。

10番（岩佐 隆君）はい。例えば、10人、20人であれば、理解という形にもなるけれども、例えば235人、人数的にそういう形で違って来たというのは、ちょっと人数が違い過ぎだと思えます。そういう形で、当時の見積もりの算定根拠、そういう部分がきちっと本当は予算計上の中で出てこないとうまくないと思うんです。その辺について、もう1回答弁をいただきたいと思えます。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。一連の説明でちょっと手間取っておりまして、大変申しわけございませんが、振り返っていただきますと、被災後1か月たった中で、当時は行方不明者が300名を超えるというふうな状況でございました。自衛隊を初めとする関係機関の必死の活動もあったわけでございますけれども、5月の中旬のこの議会の中でご提案

するときは、その辺の関係も配慮して、いわば少し多目の対象者のカウントというふうな形になっておりますことをご理解いただければなというふうに思う次第でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。5月の上旬の予算の計上だということなんですけれども、これは議会で5月のいつごろだったんですか。ちょっと私も議員ではなかったのですが、この予算を計上したときの日程を教えてください。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。5月の臨時議会、5月19日ということでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。その当時に、この今回の補正の中で、先ほど説明あった額で、一応全体で議会に上程されたのですか。5月19日。

副町長（平間英博君）はい、議長。ご質問いただいたとおりです。

その際、先ほどの部分に補足させていただきますと、災害弔慰金は、対象者によって500万と250万になります。500万については担当課でご説明したとおり、世帯の中での主たる生計維持者となります。それは申請をしていただいて、遺族の方に申請をしていただいて主たる生計者であることを証明していただく必要がございます。まずは、例えば世帯主の方とそれ以外という単純なものではないことから、不足するということのないように、主たる生計維持者についての数を多目にして計上させていただいた結果、大きな違いが出たということになるかと思いますが、申請に基づいてきちんと支払いする上で、多少主たる生計者、500万の方が間違いなく有利ですので、申し立てに対して精査をして、過不足ないように予算計上したところ、ご指摘のように多額の清算残になってしまったという状況であることをご理解いただければと思います。

10番（岩佐 隆君）はい。震災当時間もない中での予算計上ということ、それについては理解できない部分もないんですけれども、実際にこういう形になって、補正で減額という形になると、余りにも金額が大きいと。その部分について、やはりこれからも含めてですけれども、やはりきちとした形の予算計上する中で精査を、私はしていかなければならないと思うのです。今度は、そういう理由がなかなかつけられない部分が出てくると思うのです。ですから、予算計上の中での考え方、しっかり見積もり、予算についての目的、見積もりをきちとしながら、やはり予算の計上に当たるべきだと思いますので、その辺は一応ご指摘をしておきたいと思います。

それで、今後は次のページ、23ページ。23ページの一番下の農業振興推進費。これで被災農家経営再開支援事業交付金、これについては、先ほどの説明だと、復興組合の予算だと、そういう形で説明を受けたのですけれども、復興組合にずっと進む上で、いろいろ復興組合の中で金額をある程度決めたり、あとほかの隣接市町村との関係、そういう形もあったのですけれども、復興組合でこの名目からいくと経営農家の再開の支援事業ということで、せっかくそういう形の事業があつて、事業費が減額になるというのは非常に私とすればもったいないかなと思うのですけれども、その辺の中身で、何で当初の額の中で、今減をするような形になったのか、その辺具体にお願いします。

議 長（阿部 均君）本日の会議、あらかじめ時間を延長いたします。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい、議長。ただいまの岩佐議員からの質問ですけれども、被災農家経営再開、復興組合の関係なのですけれども、当初予定しておりました農地の作業面積、これが8万8,200平方メートル、それをやって、3月の15までなんですけれども、今のところ5万3,000平方メートルの実績と。これにつきましては、天候のこともあるし、あとは特に思った以上に坂元エリア、水がはけないということで作業のほう

非常に困難だったと。ひざぐらいまで入るところもあれば、その関係で思った面積ができなかったということでの1億6,000万の減額ということになります。

10番（岩佐 隆君）はい。面積で金額を出すという形だと思うのですけれども、実際には復興組合に出た人数、それによって、例えば役員であれば1万2,000円、あと機械1日であれば1万1,600円。あと、通常の作業員であれば9,600円。そういう形である程度その作業によって金額が決まると、そういうことだと思うのですけれども、その面積と、例えば作業の人夫の金額の出し方と、いろいろ勘案しながら、最終的には復興の支援ために、できるだけそういった面積含めて考えながら予算計上したんですから、それに応じての予算額の満額で、この復興支援の事業の交付金、きちっと使い切るような形であれば私はよかったのかなと思うのですけれども、ただ、やはり従事する人数とかによっても違ってきたのかなと思うのですが、その辺についてどうなのか。あるいは具体的に復興組合の中で、実際にそういう皆さんに、例えば決めた金額を上げるような形で対応もできなかったのかとか。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい、議長。ただいまお話に出ました単価の関係でございますけれども、これについては町独自で決めたものではなく、うちの方で復興組合として単価を決めまして、県の方の指導を仰いでおります。それで、瓦れき回収1日9,600円なんですけど、これにつきましては、本来今、岩佐議員が言われるように、当初の計画としては1万台の予算がつけました。ところが県のほうに計画書を出したところ、ちょっと単価が高いということで、その辺はこの単価になったということです。

あと、当初9,600円で始まったのですけれども、そういう草刈り業務、これが普通の瓦れき回収とはちょっと内容的に違うのではないかと、これも県と相談してその辺のある程度の上げ幅を見ていただいたということでございます。

当初は、先ほど言いましたように8万8,000平米の面積によるデータ、それに天候とやわいところをやるのと、ぬかるところをやるのでは、なかなか作業面積が進まなかったというのが要因でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。県に打診した中での金額が決まったという形ですね。これは復興組合で組織している以上は、復興組合の中である程度金額を決めるという形で考えていくのか、それとも町があくまでも、復興組合であっても管理をする、あるいは考え方を話をしながら、そこで金額を決めていったのか。それがどちらなのか、ちょっとお聞きしたいのと、あと県下でこの復興組合を組織したところで、県の指導を仰ぎながら金額を決めたということであれば、ほかの町の単価、それはどのくらいになっているのか。今、お話しした三つの業種の中でお尋ねします。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい、議長。単価につきましては、隣接を皆調べたわけではないのですが、うちのほうはJA管内ということで亘理町さんと同じでございます。亘理も山元も9,600円でいっております。ほかの部分については、詳細な単価は、ちょっと今資料を持っていませんので。

復興組合の単価とか何かというのは、本来、役員さん、組合長なり会計、庶務というものがおりますけれども、ぶっちゃけた話、最初うちの方で復興組合を立ち上げる段取りをしまして、県との話をして単価を決めて、そして設立総会のときに、このときに総会に単価等を出して、皆さんと代理人さんなり入れて協議をしたという経緯でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。それで、単価が亘理町と同じだというのは、私もわかっているのですけれども、ただほかの市町村の復興組合等どうなのかというのはちょっと知りたいんですよね。何でかという、県に打診をして、ある程度金額が決まったというお話ですから、県としては本来、お金どのくらいで設定しろという形は、私はあまり言えない立場だと思うんですよね。あくまでも復興組合の中で自主的にそういったある程度 of 要綱の中身はあっても、実質的にある程度活動するというのが、私は復興組合の中身ではないのかなと思うのですけれども、その辺についてもご答弁願いたいと思います。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい、議長。先ほど言いました単価の関係ということで、ちょっと岩沼と名取さん。岩沼、名取については、山元町のやり方とは全然違うので、議員さんもご存じのとおり、水分なり畑、10アール当たり3万5,000円という制度になっているのですけれども、それで岩沼、名取さんにつきましては、旧集落体のいろいろな組合があるんですけれども、組合体でやっていて、それで10アール当たり3万5,000円を出しますよと。ただ、名取さんあたりは、そうすると平日はやらないで土日だけをやると。何でかという、全員が出られないので不公平感が出るということで。あと参考までに新地、そして相馬さんのほうからもうちの方に問い合わせがありまして、山元方式でなく岩沼、名取方式をやってちょっとトラブっているということで、山元町さんのやり方がいいということを知ったのでということで新地と相馬からの方もいろいろ勉強ということで来ていただいています。

10番（岩佐 隆君）はい。例えば新地と相馬でも、同じやり方ではないと思うんですよね。実際には、あくまでもこの被災農家の経営再開支援という、そのちゃんとした目的の中で実際に対応するような形で考えてやっておられて、前に一般質問の中でも多分質疑あったと思うのですけれども、随分前に。やはり、例えば農地をもう1回再開するための資金を別枠で設けて、そして経営の、例えば個人で瓦れきとかあるいは草刈りとかそういう部分で別枠で出したみたいな形もあったのですけれども、実際には、やはりあくまでも今回提案していただいたような形で、被災農家経営の再開支援交付金ということなので、中身に沿った形で、被災農家の人たちが経営を再開できるような形で、本当はつながるような形だといえると思うのですけれども、その辺について具体的にいろいろな人たちが、今回復興組合の部分でお手伝いをいただきながらそこについて実際につながって、今回この交付金を皆さんで出た日にちで割ってもらっているような状況ですけれども、ただ、そういう形で本当は、次につながるような形でないとうまくないと思うので、金額的にも減額になっているということも含めて、これからきちっとこの辺の見据えながら、もっと隣接市町等の考え方、多分、今回この事業で終わるわけではないと思うんですよね。これからまた6月からまた再開するというのもあるので、実際に事業で予算を組んだ中で、きちっとこの再開支援につながるような考え方を持って、先ほどお話を聞いた中では、やはり町もある程度復興組合に助言をしたり、あるいは復興組合の中で協議をするという形もあると思うので、その辺の考えながら今回の対応、今回の部分についての対応をちょっと反省してもらいながら、この次に生かすような、そういった形で考えて進んでいけばいいと思いますけれども、その辺は町長にお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。事業の趣旨をよく理解しながら、適正な形で執行すべきだろうというふうに思いますけれども、関係者間の中でいろいろとご相談しながら、共通理解のもとにされているというふうなことでございますので、亘理地域としての一体感とい

いますか、バランスとといいますか、そういうものを勘案しながらやっている事業でございまして、議員ご指摘のような他の地域との比較の中で、不都合があれば、それは皆さんの中でいろいろと協議していただく中で、よりより形でやってもらえればなというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい。今回の予算では減額しているものが、私はもったいないという形で言って、それを上手に予算計上の中で生かせるような、農家の支援にできるような形でつながっていくように使うべきだと、そういうお話をしているので、十分精査していただきながら、今後こういった形のないように具体的に進んでほしいと思います。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい、議長。今議員言われたように、来年度もこの事業は継続がありますので、それにつきましては今町長が申しましたように、隣接市町村とのいろいろな意見の交換をしまして、よい方向に持っていきたいと思っております。

10番（岩佐 隆君）はい。最後ですけれども、災害復旧費の関係です。25ページ、公共土木の施設の補助の災害復旧の関係です。15節の関係ですけれども、事業費として減額になっておりますけれども、災害復旧工事、これは精算の中での減だと思っておりますけれども、実際に22年度からの繰り越しの分もあると思うのですけれども、これ全部もろもろ含めて今回減になっているのか、あるいは公共災害の土木の復旧工事の繰り越し分の状況、こういった作業かという状況と、あと事業費の減の中身ですけれども、こういった形の減なのか。具体にお知らせいただきたいと思います。

災害復旧室長（庄司正一君）はい、議長。岩佐議員の質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように、工事費におきましては災害査定が完了したこと、また、下水道災害復旧事業等の公共土木施設災害復旧事業との施工時期の調整等を含んで減額措置をさせていただいております。

内容等におきましては、平成23年度で完了予定なのが52件ほど予定しております。そのほかに河川が3件。繰り越し等におきましては、町の関係でございまして24件ほど予定しております。あと、県のほうに委託しております太陽ニュータウン関係21件すべて繰り越しというふうな内容になっております。そのほかにおきましては、24年度で施工ということでご理解を賜りたいと存じます。

10番（岩佐 隆君）はい。あくまでもさっきお話ししたように、事業としての減額、これについては完成したやつで事業を精査して、そこで減額が積み重なってこの金額になったということで理解していいのか。それとも、別な形のやつもあるのかどうか。それが一つです。

災害復旧室長（庄司正一君）はい、議長。発注の仕方にも努力をしております。災害査定件数が公共災害251件ほどでございまして、3か所、4か所をまとめることによりまして諸経費等の経費を安くし、実際発注しているということがまず1点と、あと発注の請差等々が出ております。その辺も加味しておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい。その金額が2億200万という形なる。

あとこれで、先ほどの説明の中で繰り越しの21件、これについてはこういったところがあるのか。

災害復旧室長（庄司正一君）はい、議長。太陽ニュータウン関係は、すべて繰り越しをさせていただいております。大きな道路債4件と公園債2件も含めまして繰り越しと。あと、先ほ

どもお話しいたしましたが、下水道の査定が終了し、下水道の工事が完了する箇所、主に主要道路でございますが、その関係の繰り越しということでご理解を賜りたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい。下水道の関係、先ほどの話だと、太陽ニュータウンの関係で4件と2件で6件。あと、ほかは全部下水道だということなのか。21件。特に下水道関係。私も一般質問させてもらったのですけれども、やっぱり緊急性を要する事業、国でも認めているので、具体的に早く調査しながら事業を進めると、そういうのが肝要だと思うのですけれども、やはり繰り越しの理由というものもあると思うのですけれども、その辺についてはどうだったのか。

災害復旧室長（庄司正一君）はい、議長。議員おっしゃるように、道路に関しましては、陸域の災害箇所、全箇所発注する予定で設計をしております。先ほどもお話しいたしましたが、団地関係、作田山団地も含めて下水道の災害復旧と調合すると。その施工調整等に当たりまして、その場所に関しては24年度で施工する箇所あるいは太陽ニュータウンのように県に委託したところにおきましては一括での発注ということで繰り越しをするという手法をとっております。

なお、浸水域については2件しか発注しておりません。その2件のみの繰り越しということになります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

4番（菊地八朗君）はい。23ページの6目の14節の災害廃棄物仮置き場賃借料について、箇所と大体何か所で面積、そして単価についてお伺いいたします。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。土地の借り上げ料の関係でございますが、今、臨時仮置き場として使わせていただいている20か所でございます。法人が5件、個人が63件になってございます。筆数が180筆。面積で38万2,553平米になってございます。単価にいたしましては、平米当たり1年で30円というような内容でございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第30号、平成23年度山元町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第30号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第13. 議案第31号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課参事（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは、議案第31号、平成23年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

ご提案しております補正予算につきましては、震災に伴う災害臨時特例補助金の確定及び保険財政協働安定化事業拠出金の確定等に伴う予算措置でございます。

それでは、歳出予算からご説明申し上げますので、7ページをご覧ください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、職員人件費、時間外に係る所要額の増額措置、7節賃金から13節委託料につきましては、国民健康保険高齢受給者証の自己負担分1割負担が、平成24年9月30日まで延長となることから、その受給者証の交付に係る所要額の増額措置でございます。

なお、12節役務費の第三者行為求償事務手数料につきましては、23年度の手数料確定に係る所要額の増額措置でございます。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第31号、平成23年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第31号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第14. 議案第32号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉課参事、佐藤兵吉君。

保健福祉課参事（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは、議案第32号、平成23年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

ご提案申し上げます補正予算案につきましては、震災に伴う保険料の減免及び被保険者の減少による収入見込みの減額等に伴う予算措置でございます。

それでは、歳出予算からご説明申し上げますので、6ページをごらんいただきたいと思っております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者広域連合納付金1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、平成23年度の後期高齢者医療保険料の確定並びに保険料軽減額の確定に伴い、後期高齢者広域連合からの納付金7,304万5,000円を減額措置するものでございます。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第32号、平成23年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第32号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第15、議案第33号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉課参事、佐藤兵吉君。

保健福祉課参事（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは、議案第33号、平成23年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

ご提案申し上げております補正予算案につきましては、震災の影響に伴う保険給付の変動及び震災に伴う災害臨時特例補助金の確定による予算措置でございます。

それでは、歳出予算からご説明申し上げますので、7ページをご覧いただきたいと思っております。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、震災に伴う職員手当12万2,000円を増額措置するものでございます。

同じく3項介護認定費1目介護認定調査費につきましては、介護保険システムの更新に係る介護保険法の制度改正に伴うシステム改修に要する所要額553万4,000円を増額措置するものでございます。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

13番（後藤正幸君）はい。7ページの保険給付費についてお伺いします。

1目は納得できるのですが2目の方です。この災害があつて、施設の数がかなり減つたのだと思うにもかかわらず、残っている施設は限度額を超えても利用していいという制度はわかりますが、施設数の減と利用者の増とのかかわり、その辺わかつている範囲内で教えてください。

保健福祉課参事（佐藤兵吉君）はい、議長。今、議員お話しのとおり、被災した施設等がございませぬけれども、その施設の定員をオーバーしてもというふうなことで今回の震災の特例で入っております。施設の震災後の状況を毎月確認していきますと、平成22年度であれば約90名前後の利用だったのですけれども、震災後になりますと多いときで120名とか、110名とかというふうなことで、その施設は被災されたところがあるわけなのですが、利用者については定員よりオーバーしてというふうな部分で伸びているという

ふうな現状に伴ってこのような形で補正のほうを提案するものでございます。

13番（後藤正幸君）はい。その制度でこのふえたという部分はわかるのね。要するに、現時点で22年度末と23年度を現時点で、施設の数ほどのくらい減っているのかということ。

保健福祉課参事（佐藤兵吉君）はい、議長。この施設の関係につきましては、技術参事の渋谷よりご回答申し上げます。

保健福祉課技術参事（渋谷美智子君）はい、議長。施設について、減の部分については、現段階でグループホーム、居宅の分のサービス、そしてグループホームの分が減となっているだけです。入所施設については、従来どおり稼働しておりますので、特に変化はありません。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

10番（岩佐 隆君）はい。7ページの関係で、1款総務費の介護認定調査費、委託料の関係ですけれども550万3,000円。それで、実際に今回は介護保険のシステムの更新の業務委託料ということですのでけれども、本来ですと3年間の4期、5期の計画があって、初めて予算が5期のために部署で計上されるべきだと思うのですが、その辺については、これはあくまでも介護保険のシステムの更新の業務委託料、今年度補正で出る部分で対応すべきなのか。それとも、当初の3年間という形の中で、一応24年度からという形の中で今回更新をするということなのか。その部分についてまず1点伺いたいと思います。

保健福祉課参事（佐藤兵吉君）はい、議長。このシステム更新ということで、介護保険の制度改正に伴う対応というふうなことで、今年度中にそのシステムを改修して、来年度の保険料徴収のためのシステムを今年度中に行うということで、それに合わせて国からも今回補助金交付というふうなことで、補助金を受けるというふうなことで対応しております。

10番（岩佐 隆君）はい。それについては、説明を受けているからわかるのです。ただ、結局3年で見直すと、そして料金改正をすると。計画というか、今4期の計画、5期の計画あるのですが、本来であると、本当に計画の前にきちっと予算、例えば23年度の予算の中で当初で計上をしてもおかしくない予算でなかったのかなと思うのです。その辺は、通常だとやはりこのシステムの改正というのは補正で組むという通例で考えていくのか。急に出てきたものではないので、私は補正で組むべきではない。あくまでもきちっとした改正の年度というのがあるので、事前に当初で考えた中での予算計上という必要性があるのではないかと思うのですが、その辺についてはどうなのか。中身については、私も説明も受けたのでわかるのですけれども。

保健福祉課参事（佐藤兵吉君）はい、議長。議員ご指摘の部分もあるわけなのですが、当初の段階では、その制度改正の具体的な内容等がわからなかったものですから、今回明確になった段階でそれに係るものとして、今回の3月がどうなのかというふうなこともございますが、その辺今回の国の交付額の決定に合わせて歳出予算も計上するというふうな形をとらせていただきました。

10番（岩佐 隆君）はい。あくまでも、私は3年間の中で次の年度で見直すということですから、当初予算で計上しながら、改修のそういったシステムを考えていくべきだと思うのですが、それについては今、どのくらいの金額になるかわからないということで、そういう部分で出さなかったということなのかどうか。

副町長（平間英博君）はい、議長。今回の支出につきましては、さきの臨時会で債務負担、ご説明

してお認めいただいた部分で、ことしの制度改正に伴うシステム改修及び来年以降3か年分の改定を含む部分でさきの臨時会でお認めいただいた部分の入札を終えて、今年度支出分について今回補正で計上させていただきました。以降3か年分の債務負担に基づく契約額については、来年度以降、当初予算の中でそれぞれ計上させていただくことに予定しております。

10番（岩佐 隆君）はい。中身についてはわかりましたけれども、例えば今度委託する中で、システム改修をするときに、従来の考えた中で入札、債務負担行為に基づく入札行為をしているという形になると思うのですけれども、実際になかなか委託する中で、ずっと今までやっていた業者という形なのか、それとも、あくまでも委託をする中での入札という形になるのか、その辺について入札の考え方についてちょっとお伺いできればと思います。

副町長（平間英博君）はい、議長。今回の介護保険の部分については、現在システム運用中のものの改定、それから住民基本台帳等他のデータベースを踏まえた制度の設計になりますので、随契という形で現在委託している業者に発注しております。

10番（岩佐 隆君）はい。それで、今の件については、ちょっと説明も――、それに下の部分で、2款の保険給付金額、今、――が説明した部分ともちょっと関係するところあるんですけども、財源の内訳の部分でのところですけども、このその他の部分で――になっているという、ちょっと説明してからもう1回再度お聞きしてお答えいただくようになるのですけれども、この減額、そして一般財源の関係でふえているということで、これについては先ほどの説明の中であつたように、利用者がこれから増になると、そういう形の考え方で財源についても変わって増になったということだと思っておりますけれども、実際にこの利用者の人数、先ほどのお話を聞くと、あくまでも今まで――でやった手順、それが120人ということですから、差額で言うと30人。その30人のこれから年度分の施設の利用料金、それを今回3,000万という形の金額で計上したと、そういう形の考え方でいいのかどうかお聞きをしたいと思います。

保健福祉課参事（佐藤兵吉君）はい、議長。ただいま議員がおっしゃられたように、この毎月のトータル等を見ております。その積算をもとに今後支払う分、23年度の支払い分等を見積もりまして、それに合わせた形で増額というふうなことで措置しております。

10番（岩佐 隆君）はい。合わせた分はわかるのです。ただ、人数がどのくらいで、何日か分を算定してこのくらいの金額になったかというのを、具体的に予算に付随するのですから、その辺はきちっと算定しておると思うのです。それはわかるんでしょう。

保健福祉課参事（佐藤兵吉君）はい、議長。議員おっしゃられるように、毎月までの、昨年4月からの利用者等、請求等をいただいた毎月の実数を押さえまして、今後支払うというふうなことで想定される3月分の利用について、その人数等を精査してこの給付額というふうなものを見積もっております。

10番（岩佐 隆君）はい。人数だけでは予算的に出ない部分もあるとは思っております。ただ実際に先ほどの説明の中で、90人現状で利用があつて、そして120人の利用の中で今回、そのくらいの増だからこのくらいの金額になったんだよという説明を受けたので、実質どのくらいの人数で、日数がどのくらい今からの予算の中で見積もってこの金額が出たんですかというお尋ねをしているので、あと前段の財源の関係も説明がないので、お願いします。

保健福祉課参事（佐藤兵吉君）はい、議長。ちょっと人数はトータルちょっと押さえていないのですけれども、今の毎月の給付額、利用者の町からの給付額を積算して、3月までの見込み額が約5億6,000万を見込んでおります。現在の予算が5億3,000万というふうなことでございますので、その不足する分3,000万円を今回補正するものでございます。

議長（阿部 均君）暫時休憩します。再開は6時10分といたします。

午後5時57分 休憩

午後6時10分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）保健福祉課参事、佐藤兵吉君、答弁願います。

保健福祉課参事（佐藤兵吉君）はい、議長。先ほどちょっとご説明申し上げたんですけれども、この給付金につきましては、利用者の介護度等によりまして料金等が違うものですから、一概に算定のときにその人数でというふうなことは、ちょっと積算の中ではできないものですから、その辺はまずご理解いただきたいと思えます。

今回の見込みなんですけれども、1月当たり施設については4,600万前後の給付費ということで毎月出ております。そういうふうなこともございまして、今回、当初予算では約4億9,000円というふうなことで見込んでおりましたが、施設等の利用がふえたものですから、途中、約3,700万ほど補正をしておりますが、今回その給付費の見込みで一番多い月ですと約5,800万ぐらいの給付費を支払っている月などもございます。そのようなものを精査しまして、今回不足する約3,000万の補正ということでご理解をいただければというふうに思えます。

10番（岩佐 隆君）はい。3,000万の増の根拠というのは、先ほど言ったように1か月で4,600万円の平均にして、5,800万円利用する、今回の金額に出る場合もあるという形で、1か月トータルで見て全体の利用費を1か月当たりで割って4,600万にして、そして最終的に予算で計上した額、それで差し引きで3,000万円という形なのかどうか。今のお話だと、あくまでも5,800万円もかかったときもあるというようなお話の中で、どこを想定して考えてやっていたのか。通常だと2月分のある程度の利用者の数字を見て、全体のやつを見て、1か月ごとのやつを見て、あと2月分の推移を見ると、大体予算の計上というのはできるのかなと思うのですよね。その部分で今回対応したのか。先ほどだと人数でという話は、私が言った話ではなく、参事の方から人数がふえてこのくらいの予算になったんだという話なので、私はそういう形でお話ししていませんので、その辺理解していただきたいと思えます。

あと、財源の関係のやつもちょっと教えていただきたいと思えます。

保健福祉課参事（佐藤兵吉君）はい、議長。財源内訳につきましては……申しわけございませんがちょっとお時間をいただきたいと思えます。

議長（阿部 均君）暫時休憩といたします。再開は6時25分といたします。

午後6時15分 休憩

午後6時25分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）保健福祉課参事、佐藤兵吉君、答弁願います。

保健福祉課参事（佐藤兵吉君）はい、議長。大変失礼いたしました。

ご質問の施設介護サービス給付費の特定財源のその他の500万でございますけれども、これにつきましては、支払基金からの支払額の確定により、この500万というふうなもの減額というふうなことで、支払基金からということでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。前段の部分の確認をします。

保健福祉課参事（佐藤兵吉君）はい、議長。3,000万の増額の部分でございますが、議員おっしゃるとおり、毎月の推計を見まして、それで積算をしたということでご理解をいただきたいと思っております。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第33号、平成23年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第16、議案第34号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。それでは、議案第34号、平成23年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

初めに、12ページをお開き願います。

実施計画で予算第3条に定めた収益的収入及び支出について申し上げます。

1款水道事業収益1項営業費用は、人口減少、節水等により水道料金の減及び消火栓修繕工事の一般会計からの負担金等で4,938万3,000円を減額するものであります。

次に、支出について申し上げます。

1款水道事業費1項営業費用、これにつきましては、仙南仙塩広域水道受水費等の減で2,150万を減額するものでございます。3項特別損失につきましては、東日本大震災に伴う消火栓修繕3,354万6,000円を減額するものでございます。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第34号、平成23年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第34号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第17. 議案第35号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道事業所長、荒 勉君。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。それでは、議案第35号、平成23年度山元町下水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

1、2ページをお開き願います。

実施計画でご説明申し上げます。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の収入について申し上げます。

1款下水道収益1項営業収益につきましては、これも水道同様、人口減少などによりまして下水道料金2,541万4,000円を減額するものでございます。2項営業収益は、山元浄化センターほか3施設の被害の見舞金としまして、共済のほうから3,363万3,000円を増額するものでございます。

支出について申し上げます。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第35号、平成23年度山元町下水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第35号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第18. 議案第43号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課技術参事（渋谷美智子君）はい、議長。それでは、議案第43号、公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、裏面をご覧ください。

提案理由、山元町デイサービスセンター知楽荘の指定管理者の候補について、山元町保健福祉施設指定管理者選定委員会に諮り、山元町の公の施設の係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づき選定したので、地方自治法第244条の2第6項及び山元町デイサービスセンター条例の規定により指定管理者の指定を行うために提案するものであります。

表にお戻りください。

記以下の部分になりますが、……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第43号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第43号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第19. 議案第44号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課技術参事（渋谷美智子君）はい、議長。それでは、議案第44号、公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、裏面をごらんください。

提案理由、山元町共同作業所・工地球村の指定管理者の候補について、山元町保健福祉施設指定管理者選定委員会に諮り、山元町の公の施設の係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づき選定したので、地方自治法第244条の2第6項及び山元町共同作業所条例の規定により指定管理者の指定を行うために提案するもので

あります。

表面にお戻りください。

記以下の部分となりますが、1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、山元町共同作業所でございます。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議 長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから議案第44号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第44号は原案のとおり可決されました。

議 長（阿部 均君）日程第20、議案第45号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉課技術参事、渋谷美智子君。

保健福祉課技術参事（渋谷美智子君）はい、議長。それでは、議案第45号、公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、裏面をご覧ください。

提案理由、山元町地域活動支援センターやすらぎ作業所の指定管理者の候補について、山元町保健福祉施設指定管理者選定委員会に諮り、山元町の公の施設の係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づき選定したので、地方自治法第244条の2第6項及び山元町地域活動支援センター条例の規定により指定管理者の指定を行うために提案するものであります。

表面にお戻りください。

記以下の部分となりますが、1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、山元町障害者地域活動支援センターでございます。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議 長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第45号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第45号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会いたします。次の会議は3月13日午前10時開議であります。
大変ご苦労さまでございました。

午後6時49分 散 会
